

第4章 被害類型ごとの特徴と具体的対応要領

1 殺人事件

(1) 特徴

犯罪被害者遺族は、亡くなられた方が味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族等を喪失したことを何度も繰り返し思い返すことによって、長く苦しむこととなります。

またご遺族は、経済的にも大きな打撃を受けます。特に、亡くなられた方が家族の経済的支柱であった場合には、被害は大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミ等の過剰な取材等によるご遺族への被害が大きい場合があります。加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては、社会全体に対し、強い不満や怒りを感じる場合があります。

(2) 対応上の注意点

相談の際には、きめ細かな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

犯罪被害者遺族の多くは、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できていなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、相談時は、ご遺族の安全や精神状態等に配慮し、関係課と連携のうえ、個室等を確保し、ワンストップで手続きが終えられるように配慮するとともに、情報提供等を行うときには、わかりやすい説明に加え、支援制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなどの配慮が求められます。

また、長期に及ぶ総合的な支援の必要性が予想されるため、ご遺族の同意のうえ、早い段階でこうち被害者支援センターなどに情報提供を行い、連携して支援を行うことが重要です。

(3) Q&A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ&A形式で解説します。

Q1 死亡に伴う手続きを知りたい

犯罪被害者遺族が「死亡診断書（死体検案書）」を戸籍担当窓口へ提出し、「家族が亡くなった場合、どんな手続きが必要ですか？」と質問しました。

担当者は、どのような対応をとるべきでしょうか？

A1

犯罪被害者遺族が来訪された場合は、個室等に案内しプライバシー等を確保するとともに、ワンストップで各種手続きが終えられるよう、関係課との調整を図りましょう。

ご遺族の精神状態や健康状態等に配慮し、どこまで手続きを進めるか検討し、残った手続きは、手続きの要領等を丁寧に説明しましょう。

ご遺族に手渡す資料として、あらかじめ、必要な手続きの一覧表を作成しておけば、ご遺族の負担の軽減につながります。

電話等で事前に問い合わせがあった場合は、手続きに必要な書類や持ち物及び手続きにかかる時間等を伝えておくようにしましょう。

ご家族が死亡した場合、ご遺族は以下のような手続きが必要となります。

ア 市町村で行う手続き

(ア) 死亡の届出（埋火葬許可証の発行）

犯罪等によって亡くなった可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、当該事件・事故の発生地を管轄する検察庁又は警察、海上保安庁により検視や解剖が行われ、終了後、死亡を確認した医師から「死亡診断書（死体検案書）」（有料）が発行されます。ご遺族は、「死亡診断書（死体検案書）」を市町村へ提出し、「埋火葬許可証」の発行を受け、亡くなった方を火葬・埋葬できることとなります。

必要なもの	死亡診断書（死体検案書）、届出人の署名、本人確認書類（※） （※）市町村によって不要の場合があります。
届出先	亡くなった方の①本籍地、②死亡地、③届出人の所在地のいずれかの市町村戸籍担当課
届出期限	死亡を知った日から7日以内
連絡先	・検視等に関すること：地方検察庁、各警察署、各海上保安部署 ・「死亡診断書（死体検案書）」に関すること：医療機関 ・「死亡届」、「埋火葬許可証」に関すること：市町村戸籍担当課



他の手続きに必要な場合があるため、「死亡診断書（死体検案書）」のコピー、「住民票の除票」を取得しておくよう勧めましょう

【例】死亡診断書（死体検案書）、住民票の除票の用途

- 死亡診断書（死体検案書）…公的年金、生命保険手続き 等
- 住民票の除票…相続登記、携帯電話の解約手続き 等

(イ) 世帯主の変更届

世帯主が変更となった場合は、届出が必要となります。

必要なもの	届出人の印鑑（※）、本人確認書類 （※）市町村によって不要場合があります。
届出先	住民登録している市町村住民基本台帳担当課
届出期限	死亡を知った日から 14 日以内

※届出が不要の市町村があります。

(ウ) 健康保険・公的年金の資格喪失届

国民は原則、健康保険に加入しており、さらに 20 歳以上の方は公的年金にも加入しています。

加入者が亡くなった場合は、その旨を届け出る必要があります。

- 国民健康保険・国民年金加入者（一般的に自営業者・無職者が該当）、受給者又は後期高齢者医療制度加入者（75 歳以上の方）の場合

届出先	住民登録している市町村（国保・年金担当課、後期高齢者医療担当課）
届出期限	死亡を知った日から 14 日以内 ※届出期限の規定がない市町村があります。

※国民年金の資格喪失届が不要の市町村があります。

- 被用者保険・厚生年金加入者（一般的に会社員や公務員が該当）、受給者の場合、勤務先の健康保険組合の健康保険や全国健康保険協会の健康保険（以下「協会けんぽ」という。）等に参加し、また、勤務先を通じて厚生年金に加入しています。

年金受給者	速やかに各年金事務所に喪失の届出を行います
年金受給者以外の方	・喪失の届出は、死亡から 5 日以内に、亡くなられた方の勤務先から年金事務所に対して行います。 ・ご遺族は、死亡の事実を勤務先に伝える必要があります。
相談窓口	勤務先、各年金事務所



健康保険・年金制度は複雑なので、必ず、市町村国保・年金担当課等と連携して対応するとともに、ご遺族には、不明な点は市町村国保・年金担当課、加入者の勤務先、各年金事務所に問い合わせるよう案内しましょう。

(エ) 福祉医療喪失届

福祉医療制度（障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成制度）を利用されていた方が亡くなった場合、その旨を届け出る必要があります。

届出先	住民登録している市町村（障害福祉・母子父子福祉・高齢者福祉担当課）
届出期限	死亡を知った日から 14 日以内

(オ) 各種名義変更・返納等

上記のほか、市町村に届出や返納が必要な主な制度等は以下のとおりです。

名義変更	上下水道、し尿汲取り、125cc以下のバイク・小型特殊自動車（廃車の際はナンバープレートが必要）、市町村税の口座振替 等
変更等届出	保育所、児童手当、市町村税の相続人代理届 等
返納カード類	マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、印鑑登録証、住民基本台帳カード 等
手帳類	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 等
証書類	自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書、児童扶養証書 等

イ 市町村以外の手続き

市町村以外で行う必要のある手続きの一例です。必要に応じて、案内します。

(ア) 遺産の相続

遺言書（公正証書遺言書を除く）がある場合は、家庭裁判所に対し、「遺言書検認の申立て」を行います。相続の放棄をする場合は、家庭裁判所に対し、相続の開始を知った日から3か月以内に、「相続放棄の申述受理申立て」を行います。

申立書の提出先など手続きの詳細については最寄りの家庭裁判所に問い合わせさせていただくよう案内します。

相談先	高知弁護士会、高知県司法書士会 等
-----	-------------------

(イ) 所得税・相続税の申告

●所得税

亡くなられた方の所得税を申告する必要があります。（亡くなられた方の収入によっては不要な場合があります。）

届出先	被相続人の住所地の所轄税務署
届出期限	相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から4か月以内

●相続税

亡くなられた方から、各相続人等が相続や遺贈等により取得した財産の価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税を申告する必要があります。

届出先	被相続人の住所地の所轄税務署
届出期限	相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内

(ウ) 各種名義変更・返納等

前述のほか、公的機関や契約会社等に届出等が必要な制度等は以下のとおりです。

必要に応じて、犯罪被害者等に案内しましょう。必要な手続きは、犯罪被害者等の状況により異なります。

対象	主な手続き	手続き先
生命保険等	死亡保険金の請求、 契約者・受取人変更 等	加入していた保険会社 又は代理店
預貯金口座	預貯金口座の凍結	各金融機関
普通自動車、125cc を超えるバイク	名義変更等	四国運輸局高知運輸支局 050-5540-2077
軽自動車	名義変更等	軽自動車検査協会 高知事務所 050-3816-3125
固定・携帯電話	承継・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター 0570-077-077
ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社
電気料金	名義変更・契約終了	各契約会社
運転免許証	返納	各警察署
パスポート	返納	高知県パスポート窓口 088-823-9656
クレジットカード	解約	各契約会社
ケーブルテレビ会社	名義変更・解約	各契約会社

※これ以外の手続きが必要となる場合もあります。



手続きに必要な書類の中には、市町村で発行のもの（戸籍、住民票等）があるため、各契約会社等に問い合わせ確認したうえで、市町村関係課に来てもらうと手続きがスムーズになることを伝えましょう。

Q2 事件・事故の遺族が受けられる助成制度等が知りたい

A2

犯罪被害者遺族は、指針に基づき創設した補助金制度のほか、死亡に伴う一般的な社会保障制度（公的年金、健康保険等）による給付を受けられる場合があります。

県民の皆様の多くは、こうした制度に詳しくないことから、犯罪被害者等からの申出を待たず、利用できる制度を積極的に情報提供しましょう。

ただし、支給要件は制度ごとに細かく定められているので、誤解を招くような回答はせず、詳細は各窓口にお問い合わせるよう案内するようにしましょう。

ア 犯罪被害者等に特化した支援事業（令和3年12月末現在）

●高知県犯罪被害者等支援事業費補助金

補助金制度の概要

	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
補助限度額	死亡 30万円 重傷病・性犯罪 10万円	20万円（上限）	32万円（上限）
補助の内容	重大な犯罪被害によって生命、身体の被害に遭われた方やその遺族の犯罪被害による心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部を補助します。	住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住するが、困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居への転居に要する費用の一部を補助します。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の時効消滅を中断させるために行う、再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助します。
対象経費	犯罪被害に遭ったことで生じた費用で、他の公的支援の対象とならない費用	引越しを行った事業者に支払う費用	再提訴時に裁判所に支払う事務手数料
申請期限	犯罪被害に遭った日から2年を超えていないこと	犯罪被害に遭った日から1年を超えていないこと	再提訴をした日から2年を超えていないこと
対象となる犯罪被害者	①犯罪被害によって死亡した被害者の遺族 ②犯罪被害によって負傷又は疾病した被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院（精神的な疾病は3日以上）の労務不能が必要であると医師に診断された方 ③性犯罪による被害を受けた被害者で、加療等が必要であると医師に診断された方		

※令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害（再提訴は、同日以降に提訴した場合）に限ります。

※申請にあたっては、被害の状況等をお伺いするため面接相談が必要となります。

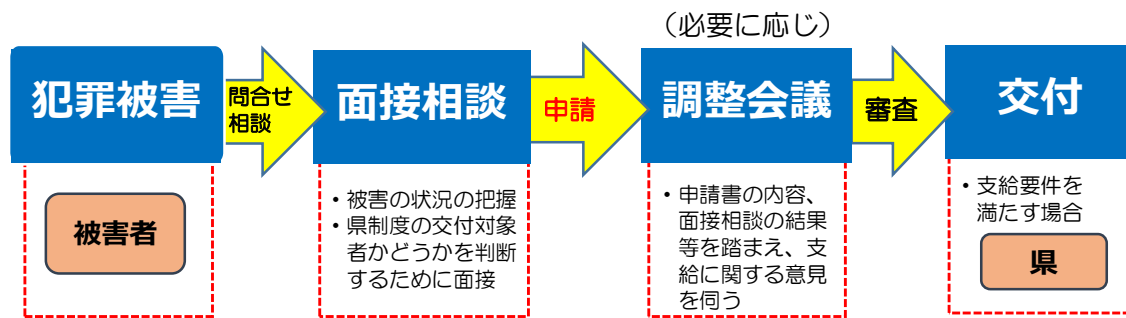
※申請できる遺族の範囲と申請の優先順位は犯罪被害給付制度（P35）に準じます。

※所得制限があります。

詳しくはこちら
をご覧ください。



《補助金の交付に係るフロー》



高知県内だけでなく、県外においても犯罪被害者等に対する助成制度を創設する自治体が増えています。事件発生地や亡くなった方・ご遺族の居住地の総合的対応窓口に対し、給付・助成事業の有無等について、問い合わせるようにしましょう。

イ 公的年金加入者の遺族が受けられる制度

制度名	概要	問合せ先
遺族基礎年金	国民年金加入中の方が亡くなったときで、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」又は「子」が受けることができます。	市町村年金担当課 各年金事務所 高知西：088-875-1717 高知東：088-831-4430 南国：088-864-1111 幡多：0880-34-1616
遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中又は被保険者であった方が亡くなったときで、その方によって生計維持されていた遺族が受けることができます。	各年金事務所
寡婦年金	国民年金の第1号被保険者（自営業者、農業・漁業者、学生等）として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受けることができます。	市町村年金担当課 各年金事務所
国民年金死亡一時金	国民年金の第1号被保険者（自営業者、農業・漁業者、学生等）として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないことになったときは、その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。	市町村年金担当課 各年金事務所

ウ 各種加入健康保険で受けられる制度

制度名	概要	問合せ先
葬祭費（埋葬料）	健康保険に加入されている方が亡くなった場合、葬儀を執り行った方に葬祭費が支給されます。 金額等については、亡くなった方が加入されていた健康保険の保険者により異なります。	亡くなった方が加入していた健康保険 【国民健康保険】 市町村国保担当課 【後期高齢者医療】 市町村後期高齢者医療担当課 【被用者保険】 勤務先の保険組合、協会けんぽ等 協会けんぽ高知支部：088-820-6010

エ 警察の支援制度

制度名	概要	問合せ先
公費負担制度	経済的負担を軽減するために、司法解剖後のご遺体の搬送費用、自宅のハウスクリーニング費用等を公費で支出する制度です。	各警察署
犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族に、遺族給付金を支給する制度です。	各警察署

オ 民間支援団体による犯罪被害に遭われた家庭の子どもに対する給付制度

制度名	概要	問合せ先
(公財)犯罪被害 救援基金	【奨学金給与事業】 生命・身体にかかる犯罪被害者の子・孫・弟妹等に奨学金を支給しています。 【支援金支給事業】 現に著しく困窮しており、公的救済の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等への支援金を給付しています。	03-5226-1020
(公財)日本財団 (まごころ奨学金：預保納付金支援事業)	保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に、奨学金を給付する事業を行っています。	03-6229-5111 (平日：9:00~17:00)

Q3 マスコミの取材を何とかしてほしい

夫が犯罪に巻き込まれて、亡くなって以降、昼夜を問わず、自宅周辺にマスコミが押し寄せ、外に出られる状況ではありません。

これから、通夜・葬儀なのに、マスコミが葬儀場等にまで来ないか心配です。なんとかしてください。

A3

憲法第21条「表現の自由」において、報道機関等の取材の自由及び国民の知る権利が保障されており、報道機関等は自由に取材活動を行うことができるとされています。しかし、過剰な取材等は、犯罪被害者等のプライバシー権の侵害を引き起し、深刻な二次被害となることもあります。

取材等への対応は、以下のような方法がありますので、犯罪被害者等の意向に応じて、関係機関・団体と連携し、必要な対応をとります。

対応	概要	問合せ先
取材への対応	報道機関等からの取材要請や通夜・葬儀等への取材に対する対応について、弁護士、警察等を通じて申し入れをすることができます。 また、弁護士はご遺族の代理人として、ご遺族に代わって取材等を受けることができます。	高知弁護士会 法テラス高知 各警察署
葬儀場等への立ち入り規制	施設管理者の権限により、葬儀場、火葬場等への報道関係者等の部外者の立ち入りを規制することができます。 ※市町村が管理する葬儀場、火葬場の場合は、市町村において規制します。	葬儀場・火葬場管理者 市町村斎場担当課
緊急避難場所の確保	住居から一時的な避難が必要な場合で、かつ自ら避難場所の確保が困難な場合、警察において緊急避難場所を確保する制度があります。	各警察署
母子生活支援施設への入所	母子家庭の母と子（18歳未満）を一緒に保護し、入所者は、生活、住宅、就職、教育など母子家庭が抱えるさまざまな問題を解決するための相談支援が受けられます。	県福祉保健所 市町村児童福祉担当課

Q4 ひとり親家庭等の相談窓口や経済的支援制度が知りたい

夫が犯罪に巻き込まれて亡くなったことで、ひとり親家庭となりました。

私有家計を支えないといけないのですが、育児等もあり、十分な生活費を稼ぐ程働くことができない状態で生活が苦しいです。

A4

犯罪被害により、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）となった場合、子どもの養育や親の介護等の負担が、遺されたご家族（多くの場合犯罪被害者の配偶者）にのしかかることとなります。

特に経済的支柱であった方が亡くなった場合、遺されたご家族は、育児や介護の負担の増加に加えて、安定した収入が得られる就労先の確保が必要になるなど、問題は多岐にわたります。

ここでは、事例に沿って、経済的な支援制度のみを記載しますが、就労・介護等さまざまな面で支援が必要となる可能性があるため、犯罪被害者等の状況をよく聴くとともに関係課と連携した対応をとることが重要です。

ア ひとり親家庭等の相談窓口

ひとり親家庭等の自立の促進を図るため、市町村役場及び県福祉保健所において母子・父子自立支援を行っているほか、県と高知市で、ひとり親家庭等就業・自立支援センターを運営しています。

相談窓口	概要	問合せ先
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	①相談支援 ②就業に関する相談支援 ③就業に役立つ技能等の習得への支援 ④養育費の確保等に関する支援	088-875-2500

イ ひとり親家庭等が受けられる給付・貸付事業

●給付

制度名	概要	問合せ先
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（政令で定める障害を有する場合は20歳）を監護、養育している人に支給されます。支給額は、所得に応じて決定します。	各市町村
ひとり親家庭医療費助成制度	健康保険に加入しているひとり親家庭の母又は父と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童）で、所得税非課税世帯（ただし、税制改正により廃止された年少扶養控除等の対象については、控除したうえで再計算して判断）を対象に、保険診療の自己負担分を助成します。	各市町村

※高知県災害遺児修学支援事業（高知県社会福祉協議会）

交通事故又は自死その他の災害により両親又は父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、団体及び個人からの善意の寄付金により修学金及び入学支度金を贈り、勉学の手助けをします。（対象世帯の年収が910万円以上の場合は支給の対象となりません。）

●貸付

制度名	概要	問合せ先
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の父母や父母のいない児童に対し、経済的自立を助成するため、資金の貸付けを行います。貸付けに関して、母子・父子自立支援員に相談することができます。	県福祉保健所 各市町村

※高知市にお住まいの方は、高知市が直接貸し付けを行います。

問合せ先：高知市役所こども未来部子育て給付課 088-823-9447

※福祉資金の種類等については、P39を参照

ウ ひとり親控除、寡婦控除（ひとり親家庭等に対する税金の控除制度）

以下の方は、所得税及び個人住民税の控除が受けられます。

制度名	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの） <ul style="list-style-type: none"> （1）その者と生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下のもの）を有すること （2）合計所得金額が500万円以下であること （3）その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・夫と離婚後婚姻していない妻で、扶養親族があり、前記（2）、（3）に該当する方 ・夫と死別後婚姻していない妻や夫が生死不明の妻で、前記（2）、（3）に該当する方
問合せ先	各税務署（所得税）、市町村（住民税）

《母子父子寡婦福祉資金の種類》

資金種別	貸付対象							貸付限度額	据置期間	償還期間
	母子家庭の母	父子家庭の父	寡婦	母子家庭の児童	父子家庭の児童	父母のない児童	寡婦の被扶養者			
事業開始資金※	○	○	○					3,030,000円	貸付日から1年間	7年以内
								○ 4,560,000円		
事業継続資金※	○	○	○					○ 1,520,000円	貸付日から6か月	7年以内
修学資金				○	○	○	○	月額27,000円 ～183,000円 ※学校種別・学年等による	修学終了後6か月	20年以内 ただし専修学校（一般課程） 5年以内
技能習得資金※	○	○	○					月額68,000円	技能習得期間満了後1年間	20年以内
修業資金				○	○	○	○	月額68,000円	修業修了後1年間	20年以内
就職支度資金	○※	○※	○※	○	○	○		1回につき100,000円	貸付日から1年間	6年以内
医療介護資金※	○	○	○	○	○			医療340,000円 介護500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	5年以内
生活資金※ ①配偶者のない者となって7年未満	○	○						月額105,000円 (合計252万円以内)	貸付期間満了後6か月	8年以内
②技能習得中及び医療介護を受けている期間の生活費補給資金	○	○	○					月額105,000円 (141,000円)	期間満了後6か月	5年以内 (技能20年以内)
③失業中の生活補給資金	○	○	○					月額105,000円	期間満了後6か月	5年以内
住宅資金※	○	○	○					1,500,000円	貸付日から6か月	6年以内
転宅資金※	○	○	○					260,000円	貸付日から6か月	3年以内
就学支度資金				○	○	○	○	64,300円 ～590,000円 ※学校種別等による	修学又は修業を修了後、6か月（小中学校は入学後1年間）	20年以内 ただし専修学校（一般課程） 修業施設5年以内
結婚資金※				○	○	○		300,000円	貸付日から6か月	5年以内

※連帯保証人を立てない場合は有利子（年1%）となります。

Q5 ひとり親家庭等に対する就労支援制度が知りたい

夫が犯罪に巻き込まれて、亡くなったことで、ひとり親家庭となりました。

私有家計を支えないといけないのですが、専業主婦だったので、職探しから始めなければなりません。

子どもを養育していける程度の給与の仕事につけるとよいのですが…。

A5

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、母子家庭の正規雇用は約6割、就労収入は200万円未満の世帯が約6割（平成28年「高知県子どもの生活実態調査」）であることから、就労支援を適切に行う必要があります。

市町村母子父子福祉課や母子・父子自立支援員（福祉保健所等）等と連携し、適切な情報提供に努めましょう。

ア ひとり親家庭等に対する就業支援制度

制度名	概要	問合せ先
自立支援教育訓練給付金	【自立支援教育訓練給付金】 ひとり親家庭の父母等が、指定教育訓練を受講する場合に支払う入学料及び受講料の合計額の10割相当額を支給します。（上限あり）	各市役所 （市在住の方） 県福祉保健所 （町村在住の方）
高等職業訓練促進給付金	【高等職業訓練促進給付金】 ひとり親家庭の父母等が、就職に有利な資格を取得する際、養成機関での修業期間中、訓練促進給付金月額10万円（非課税世帯）・7万500円（課税世帯）、修了支援給付金5万円（非課税世帯）・2万5千円（課税世帯）を支給します。 ※修業の最終学年は4万円の加算。 修業修了後、修了支援給付金を支給します。	
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練を受ける方を対象に入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内（いずれもひとり1回限り）を貸付けます。	高知県社会福祉協議会 088-844-4600
ひとり親家庭住宅支援資金貸付	住宅の借り上げに必要な資金について、無利子で貸付を受けられます。（償還免除付） 児童扶養手当が支給されている方で、自立支援プログラムの策定を受けることが条件です。	高知県社会福祉協議会
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。	各市役所 （市在住の方） 県福祉保健所 （町村在住の方）
ひとり親家庭サポート事業	児童扶養手当受給中のひとり親家庭の父母の就職に向けて、職業相談・職業紹介、応募書類の作成、各種セミナー、職業訓練の案内等の各種サポートを実施します。	各ハローワーク

2 暴行・傷害事件

(1) 特徴

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかることがあります。また、事件が自宅や近所で起こったり加害者が近くに住んでいる場合は、特に再被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用に加えて、負傷等により学業や就業の維持が困難になり、退学・退職を余儀なくされるなど、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(2) 対応上の注意点

相談の際には、被害者の状況をよく聞き取り、それぞれの状況や被害者及び家族等の意向に応じた情報提供を心がけることが重要です。

暴行・傷害事件は、数日で完治が見込まれる比較的軽度な場合から、被害者の意識が戻らない場合、身体に障害が残る場合、脳の損傷等により高次脳機能障害等を発症する場合まで、被害の程度に大きな差があります。

永続的又は長期に及ぶ障害を負った場合、犯罪被害者等は大きな精神的ダメージを負うため、その精神状態や健康状態に配慮しつつ、障害福祉担当課をはじめとした関係課と連携し、ワンストップで手続きが終えられるように配慮をした支援が必要です。

また、被害者の状況によっては、代理人が相談・届出を行う場合もあるため、代理人から被害者及び同居家族等の状況をよく聞き取り、犯罪被害者のニーズに則したものとなるよう配慮が必要です。

(3) Q&A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ&A形式で解説します。

Q6 障害者に対する福祉サービスが知りたい

長男は、傷害事件に巻き込まれ、結果、後遺症が残ることとなりました。今後、介護等が必要になると思います。どのような支援が受けられるのでしょうか？

A6

障害（身体障害、精神障害、知的障害）のある方の支援については、以下の機関において、相談を受け付け、それぞれの障害の程度やニーズ等に応じて、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスの提供や各種障害者手帳の申請・交付及び各種給付・助成制度等の利用につなぎます。

本項では、福祉サービスについてのみ記載していますが、続くQ7（P44）～Q9（P51）等も確認し、総合的な支援が提供されるよう努めましょう。

ア 相談・診査窓口

相談窓口	概要	問合せ先
市町村障害福祉担当課	障害者の医療、生活、就業、その他諸問題についての相談	各市町村
高知県立療育福祉センター	身体障害者更生相談所として、身体障害のある方に対する相談・判定	088-844-4477
児童相談所	知的障害者更生相談所として、知的障害のある方に対する相談・判定	中央児童相談所 (知的障害者に関する相談) 088-844-0035 幡多児童相談所 0880-37-3159
高知県立精神保健福祉センター	こころの健康相談、診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症等の相談など保健、医療、福祉に関する相談	088-821-4966

イ 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービス等は、基本的にはどの障害の方も利用できるようになっており、障害の程度や同居家族の状況等に応じて、受けられるサービスが決まります。

利用希望者は、市町村で支給決定後、受給者証の交付を受ける必要があります。

種類	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

種類	概要
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、 入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活に関する支援を行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能、生活能力の維持、 向上のために必要な支援、訓練を行う。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談、入浴、排 せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や 随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
障害者支援 施設	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ、及び 食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支 援を行う。

※就労支援制度のサービスはQ8（P50）に記載しています。

ウ 児童福祉法に基づく福祉サービス

障害児に関する支援は児童福祉法に基づき各種サービスが提供されています。

障害者総合支援法と同様に利用希望者は、市町村（一部児童相談所）で受給者証を
受ける必要があります。

種類	概要
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練等の支援を行う。
医療型児童 発達支援	未就学児を対象に、児童発達支援の内容に加え、治療を行う。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施 設で、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活に おける基本的な動作の指導、知識・技能の付与の支援を行う。
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児や訪問先のスタッフに対して、集団生活への適応 のために専門的な支援等を行う。
福祉型障害児 入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能を 付与する。 ※利用を希望される場合は、児童相談所で受給者証の交付を受ける必要があります。
医療型障害児 入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生 活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。 ※利用を希望される場合は、児童相談所で受給者証の交付を受ける必要があります。

Q7 傷害を負った時に受けられる助成制度等が知りたい

傷害事件に巻き込まれ、夫が後遺症の残るケガを負いました。
働き手を失ったうえ、治療や介護費用が高額で困っています。
助成制度を教えてくださいませんか？

A7

暴行・傷害事件に巻き込まれた方は、ケガの治療のための通院だけでなく、入院・手術のために、一時的に休職しなければならない場合もあります。

後遺症が残るケガを負うと、退職を余儀なくされる場合もあり、大きな経済的打撃を受けます。

また、長期的な介護が必要となった場合は、家族の負担も大きくなります。

ケガの程度や後遺症の状況に応じて受けられる給付・助成制度を利用することが必要です。

ア 犯罪被害者等に特化した支援事業（令和3年12月末現在）

●高知県犯罪被害者等支援事業費補助金

種類	補助限度額	対象経費	対象となる犯罪被害者
生活資金の補助 (重傷病)	10万円 (上限)	犯罪被害に遭ったことで生じた費用で、他の公的支援の対象とならない費用	犯罪被害によって負傷又は疾病した被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院（精神的な疾病は3日以上労務不能）が必要であると医師に診断された方
転居費用の補助	20万円 (上限)	引越しを行った事業者に支払う費用	
再提訴費用の補助	32万円 (上限)	再提訴時に裁判所に支払う事務手数料	

※補助金の詳細はP33参照

●犯罪被害給付制度

種類	支給額		対象となる犯罪被害者
重傷病給付金	上限:120万円	負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額	犯罪行為によって重傷病(※)を負った犯罪被害者本人
障害給付金	障害の程度により支給額が決定します	犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額	犯罪行為によって障害(※)が残った犯罪被害者本人

※重傷病とは、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。

PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度をいう。

※障害とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む）で、障害等級第1級から第14級に該当する程度をいう。

●公費負担制度（医療費等） 【各警察署】

犯罪被害により傷害（全治1か月以上）を負った場合等に、医療費（初診料、診断書料等）の経費の一部を公費により支出する制度があります。

イ 障害者手帳の交付

障害者手帳は、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」の3種類があります。

等級に応じて、福祉サービス、給付・貸付制度（P48カ）の利用ができるほか、各種利用料金の割引等が受けられます。

種別	等級	対象者	相談窓口
身体障害者手帳	1級～7級 （交付は1級～6級）	肢体、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、免疫、肝臓）に永続的な障害のある方	市町村障害福祉担当課
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	統合失調症、うつ病、てんかん、薬物・アルコールによる急性中毒又は依存症、発達障害、高次脳機能障害等で長期療養が必要な方	市町村精神保健福祉担当課
療育手帳	A1、A2 B1、B2	知的障害のある方（高次脳機能障害の場合18歳未満で受傷（発症）された場合は療育手帳の対象となります。）	市町村障害福祉担当課

ウ 障害者手帳の交付を受けることで利用できる制度

障害者手帳の種別や障害等級によって異なりますが、以下のような割引や助成が受けられます。

(ア) 市町村で受けられる制度

制度	概要
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1（最重度）・A2（重度）の方、18歳未満で身体障害者手帳3・4級と、療育手帳B1（中度）を合わせ持つ方には、医療費一部負担金が助成されます。
補装具費の支給	障害や難病により損失した身体機能を補うために、補装具費の支給が受けられます。原則1割が自己負担（世帯の状況に応じて上限あり）です。 【視覚障害】…眼鏡、盲人安全杖、義眼 等 【聴覚障害】…補聴器 等 【肢体不自由】…義肢、装具、車椅子、電動車椅子 等
日常生活用具の給付	在宅の重度身体障害者（児）や難病患者の方々が、より快適に日常生活が送れるように、障害の等級及び程度に応じて用具が給付（貸与）されます。原則1割が自己負担（世帯の状況に応じて上限あり）です。

	<p>【視覚障害】…盲人用時計、点字タイプライター 等</p> <p>【聴覚、音声、言語障害】…聴覚障害者用情報受信装置 等</p> <p>【音声・言語障害】…人工喉頭 等</p> <p>【肢体不自由】…特殊便器、特殊マット 等</p>
心身障害者 扶養共済	<p>心身障害者の保護者が亡くなった（又は重度障害となった）後の生活の安定と福祉増進のための制度で、保護者がこの共済に加入しておく、その障害者に対し、1口につき毎月2万円が終身で支給されます。（加入は2口まで。）※掛金は加入者の年齢により異なります。</p>

(イ) 民間企業等による各種割引等制度

制度	概要
公共交通機関等の利用料割引	<p>窓口において、障害者手帳を呈示すること等によって 電車・バス・航空機の運賃及び高速道路利用料（※）が割引になります。</p> <p>※市町村の障害福祉担当課にて、事前登録が必要です。</p>
NHK受信料の減免	<p>市町村で交付する証明書を提出することでNHK受信料の減免が受けられます。</p>
郵便局の無料扱い	<p>視覚障害者のための郵便物（点字郵便物、点字図書など）は、無料で送付できます。</p>

エ 公的年金加入者等が利用できる制度

国民年金又は厚生年金に加入している期間中等において、障害者となった方に年金が支給されます。

種別	制度	概要	問合せ先
国民年金	障害基礎年金	<p>国民年金に加入している間、又は20歳前、若しくは60歳以上65歳未満に初診日のある病気・ケガであり、法令で定める障害の状態にあり、かつ、支給要件を満たしている場合に支給されます。</p>	各市町村 年金担当課
厚生年金	障害厚生年金	<p>厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで法令で定める障害の状態にあり、かつ、支給要件を満たしている場合に障害基礎年金に上乗せして支給されます。</p>	各年金事務所
	傷害手当金（一時金）	<p>厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガであり、障害厚生年金の定める障害等級よりも軽い障害状態にあり、かつ、支給要件を満たしている場合に支給されます。</p>	各年金事務所
年金加入者以外の方	特別障害者給付金	<p>国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方について、福祉的措置として給付します。</p>	各市町村 年金担当課

オ 各種加入健康保険で利用できる制度

(ア) 犯罪被害など第三者行為による傷病治療に対する医療保険

犯罪の被害によるものなど、第三者行為による治療についても、自己負担分を除く医療費については医療保険の給付の対象となります。その後、保険者が支払った給付費については、保険者から加害者に請求することになります。そのため、医療保険各法では、被害者である被保険者に対して、その事実等を保険者に届け出ることを義務付けています。



保険者は被害者である被保険者に対し、加害者が損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書の提出を求めるともありますが、この誓約書は、医療保険給付の必要な条件ではないため、提出の有無にかかわらず医療保険の給付は行われます。

(連絡先) 加入している健康保険

全国健康保険協会の支部、健康保険組合（組合健保）、市町村（市町村国保、後期高齢者医療）、高知県医師国保組合、各種共済保険（共済組合）

(イ) 高額療養費制度

入院が長引いた時などで医療費が高額となった場合に、医療費の自己負担限度額を超えた支払分を加入している健康保険から払い戻しすることができる制度です。

また、事前に高額医療を受けることが分かっている場合は、「限度額適用認定証」等の交付手続きをすれば、窓口での負担を自己負担限度額までにすることができます。

(ウ) 傷病手当金 【国民健康保険又は後期高齢者医療加入者以外】

健康保険（国民健康保険又は後期高齢者医療以外）に加入している方が病気等による治療のために休職し給与が支給されない場合に支給される可能性があります。支給中に退職しても治療が必要なために働けない状況が続いていれば、支給開始日から最長1年6か月の間支給されます。

同一疾病での支給は原則1回ですが、完治後、再発した場合は再度支給される場合があります。

種類	(ア)、(イ) の窓口	(ウ) の窓口
国民健康保険	市町村国保・年金担当課	
後期高齢者医療	市町村後期高齢者医療担当課	
各勤務先の保険組合	各勤務先	各勤務先
協会けんぽ	協会けんぽ高知支部	協会けんぽ高知支部

カ 自立支援医療制度

障害を軽減するための治療やリハビリのための医療費の自己負担分が、原則1割（世帯の状況によって上限があります。）になる制度です。

給付を希望する場合は、市町村で受給者証の交付を受ける必要があります。

制度	概要
更生医療	生活上の便宜を増やすために障害を軽くしたり、機能を回復するための医療（心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析療法など）を受けることができます。
育成医療	18歳未満の身体に障害のある児童について、生活上の便宜を増やすために障害を軽くしたり、機能を回復するための医療（関節形成手術、血液透析療法、じん移植術など）を受けることができます。 ※18歳以上の場合は、更生医療が受けられます。
精神通院医療	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患（てんかんを含む）の治療のために、指定医療機関の通院医療を受けることができます。

キ その他公的な給付・貸付制度

種類	概要	問合せ先
特別障害者手当	身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。 所得や施設入所等により支給制限があります。	市町村障害福祉担当課
特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障害を有する子どもを家庭で監護、養育している父母等に支給されます。 所得や施設入所等により支給制限があります。	市町村障害福祉担当課
障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。 所得や施設入所等により支給制限があります。	市町村障害福祉担当課
傷病手当	失業の状態となり、ハローワークで雇用保険受給手続後に病気やケガで15日以上働けない状態となった場合、基本手当と同額の傷病手当を所定給付日数を上限に受給可能です。健康保険の傷病手当と併給は不可	各ハローワーク
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活をおくることを目的にした貸付制度です。	市町村社会福祉協議会

ク 障害者及び障害者と同居する世帯が受けられる税の減免・控除
 障害者及び障害者と同居する世帯は、税の減免・控除が受けられます。

税の種類	対象者及び世帯	問合せ先
所得税 住民税	本人又は同一生計の配偶者、扶養親族が障害者の場合 ※医療費控除 年間の支払った医療費が一定額を超えた場合、確定申告の際に所得税が控除されます。	各税務署 高知：088-822-1123 安芸：0887-35-3115 南国：088-863-3215 須崎：0889-42-2355 中村：0880-35-2135 伊野：088-893-1121 市町村税担当課
相続税	障害者が相続により財産を取得した場合	各税務署
贈与税	特定障害者を受託者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合	各税務署
個人事業税	重度の視力障害者（失明又は両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、はり等の医業に類する事業を行う場合非課税となります。	県税事務所 安芸：0887-34-1161 中央東：088-866-8500,8510 中央西：088-821-4651,4652,4952 須崎：0889-42-2366,2367,2368 幡多：0880-35-5972
自動車税 軽自動車税	身体障害者等の方が所有し、かつ使用する自動車で、一定の要件に該当する身体障害者等の方に対して、以下の場合に自動車税が減免となります。 ① 身体障害者等の方本人が運転する場合 ② 身体障害者等の方と生計を一にする方が身体障害者等の方のために自動車を運転する場合 ③ 身体障害者等の方のみで構成される世帯の身体障害者等の方を常時介護する方が、身体障害者等の方のために自動車を運転する場合	県税事務所（中央西を除く） 市町村（軽自動車） ※軽自動車税の減免は、市町村により要件が異なる場合があります。

ケ 成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらの判断をすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法等の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の利用が必要であり、かつ、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に、市（町・村）長が申立てを行ったり、本人等の財産等の状況から、成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、後見人報酬を助成します。

Q8 障害者に対する就労支援制度が知りたい

犯罪被害に巻き込まれ、身体に後遺症が残りました。一度は退職しましたが、再び働きたいと考えています。私には、どんな仕事ができるのか、どこへ行けばいいのか、わかりません。教えてください。

A8

障害のある方の就労支援については、国と県が委託し、地域に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、就業面における支援とあわせ、生活面における支援を関係機関・団体と連携して総合的に行っています。

ア 障害者総合支援法に基づく就労支援

制度	概要
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

イ その他の就労支援制度

制度	概要	問合せ先
障害者の職業紹介等	トライアル雇用制度や各種助成金制度を活用し、就職を目指す障害者の方々の職業相談・職業紹介等を行い、就職後には職場定着支援を実施します。	各ハローワーク
自動車運転免許取得・改造費の助成	身体障害者等の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車免許の取得及び、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。（所得制限あり）	各市町村障害福祉担当課 （※市町村によって助成の有無及び、助成内容並びに、対象者の範囲が異なります。）

Q9 高次脳機能障害者に対する支援制度が知りたい

犯罪被害に巻き込まれ、頭に大きな外傷を負いました。

ケガは治りましたが、家族から「ケガをしてから忘れっぽくなった」、「感情の起伏が激しくなった」と言われました。

高次脳機能障害かもしれません。どうしたらいいですか？

A9

脳卒中や交通事故等による脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語や記憶、注意、情緒といった認知機能に起こる障害を「高次脳機能障害」と言います。高次脳機能障害には、注意が散漫になる、怒りっぽくなる、記憶が悪くなる、段取りが悪くなるなどの症状があります。

外見からはわかりにくく、「見えない障害」、「隠れた障害」等とも言われます。相談・支援窓口から、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援につなげることが必要です。

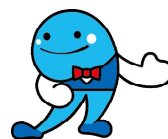
ア 相談窓口

施設名	住所	問合せ先
高次脳機能障害支援拠点センター青い空	〒780-0843 高知市廿代町2-22 (近森リハビリテーション病院内)	TEL : 090-6535-6370 FAX : 088-855-6710

イ 高次脳機能障害者（児）に対する支援

高次脳機能障害者（児）に対する支援は、

- Q6（P42）障害者に対する福祉サービス
- Q7（P44）傷害を負った方への助成制度等
- Q8（P50）障害者に対する就労支援制度



等に記載の制度の活用等を上記アの相談窓口において総合的に行っていますので、上記アに記載の相談窓口を案内し、つなぐようにしましょう。

3 性犯罪

(1) 特徴

性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受け、PTSD やうつ病・パニック障害等を発症することがあります。また、羞恥心や恐怖心から捜査機関への申告をためらう被害者も多く、被害の潜在化が懸念されています。さらに、家族や周囲の者から、被害の原因が被害者にあるかのように見なされるなど深刻な二次被害に苦しむ方も多くいます。

(2) 対応上の注意点

相談の際には、担当する職員の性別の希望を確認するなど被害者の意向に沿った対応を心がけるとともに、受診の必要性の要否等、被害者の個々の状況に応じて、適切かつ柔軟に対応することが必要です。

相談内容は、被害者のプライバシーに関わる部分が多いため、個室の確保や被害者が希望する性別の職員による対応等、心情に配慮した対応をとります。

被害者の回復や事件の解決には、警察に相談することは重要ですが、被害者の中には、羞恥心や恐怖心等から警察への届出をためらう方もいるので、そういった方に対しては「性暴力被害者サポートセンターこうち」（以下「サポートセンターこうち」という。）を紹介するなど被害者の意向に沿った対応をとります。

また、被害から72時間以内であれば緊急避妊が可能とされているなど、医療的ケアが重要となる場合もあるので、被害からの時間経過や被害者の受診状況により、受診勧奨を行います。

(3) Q&A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ&A形式で解説します。

Q10 性犯罪被害に関する相談窓口が知りたい

娘から「昨日、会社の上司から性犯罪の被害を受けた。」と聞きました。

警察に行くよう強く勧めましたが、娘は表沙汰にしたくないと言っています。どうすればいいですか？

A10

県では、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口として、サポートセンターこうちを運営しています。サポートセンターこうちでは、誰にも相談できずに悩んでいる性犯罪・性暴力被害者の相談窓口として、専門相談員による相談対応や希望に応じて医療機関等への付添い支援を行うとともに、公費による医療費助成やカウンセリング等の支援を行っています。

警察に届出をした場合は、警察では被害者等の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングのための専門員を配置したり、精神科医と連携するなど、被害者等のためのカウンセリング体制を整備しています。

性暴力被害者サポートセンターこうち

相談電話：0120-835-350

080-9833-3500

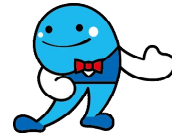
#8891

受付時間：月曜日から土曜日 9:00~17:00

（日・祝日・年末年始を除く）

支援内容：電話相談、面接相談、付き添い支援、医療費助成
カウンセリング費用助成、法律相談助成 等

※令和3年10月1日から受付時間外の相談電話は、内閣府が設置した、
夜間・休日対応コールセンターにつながります。



ア 支援制度

(ア) サポートセンターこうちでの支援制度

制度	概要
相談支援	専門相談員による電話・面接相談
直接的支援	希望に応じて、相談員が警察、病院、裁判所等へ付添いの実施
医療費助成	性犯罪被害に遭った際の医療費等（初診料、診断書料、性感染症検査費用、緊急避妊投薬費用、人工妊娠中絶費用等）を公費により助成
カウンセリング	臨床心理士等による無料カウンセリング（1回分）
法律相談	弁護士による無料法律相談（1回 30分）

(イ) 警察による支援制度

制度	概要
性犯罪指定捜査員制度	性犯罪の特徴や被害者の心情等に係る知見を有する「性犯罪指定捜査員」が相談対応等を担当する制度
性犯罪被害相談電話（#8103ハートさん）	性犯罪被害に遭われた方からの専用相談電話、24時間対応
公費負担制度	性犯罪被害に遭った際の医療費（初診料、診断書料、性感染症検査費用、緊急避妊投薬費用、人工妊娠中絶費用等）、精神科医等による診察・カウンセリング等医療行為に係る費用を公費により負担する制度
カウンセリング	公認心理師等による無料カウンセリング

Q11 性犯罪被害者が受けられる給付制度が知りたい

性犯罪の被害に遭ったことで、仕事ができなくなってしまい、お金がなくて困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A11

性犯罪被害に遭われた方が受けられる給付制度、犯罪被害者等の状況に応じて受けられる制度の提供及びQ20（P64）に記載のカウンセリング等が受けられる窓口の案内等を行います。精神疾患等がある場合はQ7（P44）に記載の制度を利用できる可能性もあるため、関係機関と連携して対応しましょう。

ア 犯罪被害者等に特化した支援事業（令和3年12月末現在）

●高知県犯罪被害者等支援事業費補助金

種類	補助限度額	対象経費	対象となる犯罪被害者
生活資金の補助 （性犯罪）	10万円 （上限）	犯罪被害に遭ったことで生じた費用で、他の公的支援の対象とならない費用	性犯罪による被害を受けた被害者で、加療等が必要であると医師に診断された方
転居費用の補助	20万円 （上限）	引越しを行った事業者に支払う費用	
再提訴費用の補助	32万円 （上限）	再提訴時に裁判所に支払う事務手数料	

※補助金には支給要件があります。詳細はP33を参照してください。

イ 警察の支援制度

制度名	概要	問合せ先
公費負担制度	性犯罪被害にあった際の医療費（初診料、再診料、診断書料、性感染症検査費用、緊急避妊投薬費用、人工妊娠中絶費用等）、精神科医等による診察・カウンセリング等医療行為に係る費用を公費により負担します。	各警察署
犯罪被害給付制度	故意の犯罪により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、給付金を支給します。 ※重傷病とは、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度をいう。	各警察署

4 交通事故

(1) 特徴

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当するにも関わらず、「事故」として社会で軽くみられる傾向にあり、被害者やそのご家族が周囲の心ない言動に傷つき、強い憤りを感じることも多くみられます。

また、被害の重さに比して加害者に軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないといった怒りを抱えている被害者やご遺族も見受けられます。

他の犯罪と比べると一度の事故で多数の方が死傷する可能性が高いことも特徴といえます。

(2) 対応上の注意点

被害者側に落ち度があるような発言や双方の過失であるといった発言はせず、被害者の立場に立った対応を心がけましょう。

交通死亡事故や重傷（重体）事故の被害者に対する対応は、殺人事件や暴行・傷害事件と同様に個室等を確保し、関係課と連携して円滑に事務手続きが終えられるよう配慮します。

相談の際は、公的な医療・福祉等の制度利用に加えて、交通事故専門の民間支援団体が多くあるため、犯罪被害者等の状況に応じて情報提供を行います。

比較的軽傷の事故であっても相手方や相手方保険会社等との協議が成立せず民事訴訟等に発展する場合がありますので、状況に応じた相談窓口の情報提供に努めます。

(3) Q&A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ&A形式で解説します。

Q12 交通事故に関する相談がしたい

- 交通事故に遭ったのですが、加害者が誠実に対応してくれなくて困っています。どうしたらいいのでしょうか？
- 交通事故に遭ったのですが、加害者と損害賠償のこともめています。どうしたらいいのでしょうか？

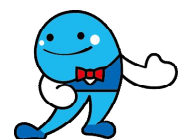
A12

交通事故に関する相談は、専門的な知識を要するものや損害賠償等の金銭が絡むものが多いことから、安易な回答は避け、相談者の申出に沿った相談窓口を案内します。任意保険加入者に対しては、まず加入している保険会社に問い合わせるよう案内します。

窓口名称	概要	問合せ先
高知県交通事故相談所	相談員による交通事故相談を受け付けます。	088-823-9578
(公財) 交通事故紛争処理センター高松支部	自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社(共済組合)との示談をめぐる紛争を解決するため、法律相談、和解、あっ旋及び審査手続を行います。	087-822-5005
(公財) 日弁連交通事故相談センター高知相談所	弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する電話・面接相談を行います。	088-822-4867
(一社) 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター四国	自賠責保険を含む損害保険に関する一般的な相談や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行います。	087-883-1031
(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構	自賠責保険(共済)の支払にかかる紛争等の電話相談及び国の指定を受けた第三者機関として紛争処理(調停)を行います。	0120-159-700
(独) 自動車事故対策機構 (NASVA)	事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる相談窓口をご案内しています。	0570-000738
各保険会社の相談窓口 (任意保険加入者のみ)	任意保険加入者は、加入している保険会社が運営する相談窓口が利用できます。	各保険会社

利用できる制度等については、概ね殺人事件と同様ですので、殺人事件Q&Aをご参照ください。

- Q1 (P29) 死亡に伴う手続き
- Q2 (P33) 事件・事故の遺族が受けられる助成制度等
- Q3 (P36) マスコミによる取材対応
- Q4 (P37) ひとり親家庭等の助成制度等
- Q5 (P40) ひとり親家庭等の就労支援制度



Q13 交通事故遺族に対する支援制度が知りたい

交通事故で夫が亡くなりました。子どもがおり、今後の生活が不安です。どのような支援が受けられるか教えてください。

A13

犯罪被害者遺族として、殺人事件の遺族と同様にワンストップで各種手続きが終えられるよう、関係課との調整を図りましょう。

犯罪被害者等の精神状態や健康状態等に配慮し、どこまで手続きを進めるか検討し、残った手続きは、手続き要領等を丁寧に説明しましょう。

犯罪被害者等に手渡す資料として、あらかじめ、手続き一覧表を作成しておけば、犯罪被害者等の負担の軽減につながります。

電話等で事前に問い合わせがあった場合は、手続きに必要な書類や持ち物及び手続きにかかる時間等を伝えておくようにしましょう。

また、こうち被害者支援センターへの情報提供の同意についても確認します。

●交通事故に特化した民間支援団体による貸付・給付制度

制度名	概要	問合せ先
交通遺児等育成資金貸付	自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の子どもの健全な育成を図るため、中学校卒業までの子どもを対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。	(独)自動車事故対策機構 (NASVA) 高知支所 088-831-1817
育成基金の給付 (交通遺児育成基金事業、交通遺児等支援給付事業)	交通遺児育成基金事業(基金に加入した子どもが満19歳に達するまで育成給付金を支給する制度)及び「越年資金」、「入学支度金」等の交通遺児等支援給付事業(社会福祉事業)などを実施しています。	(公財)交通遺児等育成基金 0120-16-3611 又は、 03-5212-4511
奨学金の貸与 (奨学金制度、修学支援金給付制度)	保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障害になられたため、経済的に修学が困難になった子ども(高校・高専、大学、短大、大学院、専修・各種学校)に学資を無利子で貸与します。 また、本会の奨学生を対象とした給付制度(家賃補助、上級学校進学受験費用補助、普通自動車第一種運転免許等取得費用補助)があります。	(公財)交通遺児育英会 0120-521-286

Q14 交通重傷（重体）事故被害者に対する支援制度が知りたい

子どもが交通事故に遭い、身体に後遺症が残ることになりました。
今後、介護等が必要になると思うので、利用できる制度を教えてください。

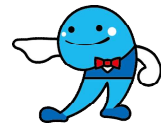
A14

交通重傷（重体）事故の被害者に対する支援は、暴行・傷害事件と同様に数日で完治が見込まれる比較的軽度な場合から、被害者の意識が戻らない場合、身体に障害が残る場合、脳の損傷等により高次脳機能障害等を発症する場合まで被害の程度に大きな差があり、個別の状況に応じた対応が必要となります。

また、被害者の状況によっては、代理人が相談・届出を行う場合もあるため、同代理人から被害者及び同居家族等の状況をよく聞き取り、犯罪被害者等のニーズに応じたものとなるよう配慮が必要です。

利用できる制度等については、概ね暴行・傷害事件と同様ですので、暴行・傷害事件Q&Aをご参照ください。

- Q6（P42）障害者に対する福祉サービス
- Q7（P44）傷害を負った方への助成制度等
- Q8（P50）障害者に対する就労支援制度
- Q9（P51）高次脳機能障害者への支援



Q15 交通事故にかかる損害賠償請求について知りたい

交通事故に遭ったのですが、加害者の対応が不誠実で損害賠償を支払ってくれず、困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A15

交通事故被害者やご遺族を保護するため、自動車等を所有している人は「自賠責保険」への加入を義務付けられています。

原則、保険金の請求は、加害者が損害保険会社に対して行うものですが、加害者が不誠実であったり、金額面で折り合いがつかずに示談が成立しない場合などには、保険金の請求ができません。

しかし、このような被害者を保護するために、被害者が損害賠償額を直接、保険会社に支払うよう請求できます。

Q12（P57）交通事故相談窓口など、相談者の申出に沿った相談窓口を案内しましょう。任意保険加入者は、まずは保険会社に相談するよう案内しましょう。

Q16 ひき逃げや無保険車との事故被害者に対する支援制度が知りたい

- ひき逃げ事故に遭ったのですが、加害者がまだ捕まっていないため、損害賠償が受けられず困っています。どうしたらいいのでしょうか？
- 交通事故の相手方が無保険車を運転していたため、損害賠償が受けられず、お金の困っています。どうしたらいいのでしょうか？

A16

ひき逃げ事故は、救護措置や報告義務を怠った加害者に対して、怒りや憤りを感じる被害者が多くいます。

さらに、加害者が特定できていない場合は、損害賠償を受けることができず、経済的にも困窮します。

また、「自賠責保険」に加入していない相手との交通事故でも損害賠償を受けることができない場合があります。

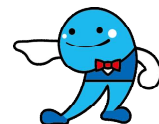
このため、ひき逃げや無保険車による事故に遭われた方には、以下のような経済的負担を軽減する制度があります。

ア 政府保障事業 【損害保険会社】

死亡したり、けがをした交通事故でも、次のような場合は自賠責保険からの救済が受けられない場合があります。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような事故の場合、国が被害者の方に対し、損害を補う制度があります。補償金の限度額は自賠責の場合と同様です。補償金の請求は、損害保険会社で受け付けています。必要な書類など、詳しいことは損害保険会社に問合せるよう案内するようにしましょう。



● 交通事故に特化した民間支援団体（(独)自動車事故対策機構（NASVA））による支援制度

(独)自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施しており、交通事故被害者を対象に以下のような支援を実施しています。

制度名	概要
介護料の支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について常時又は随時の介護が必要の方に介護料を支給します。

5 その他の犯罪（盗難・詐欺・横領・恐喝等）

（1）特徴

窃盗罪は、高知県内の刑法犯の約7割を占める犯罪です。また、詐欺罪は、特殊詐欺が高齢者を中心に深刻な被害を招いており、社会問題化しています。

こうした犯罪は、誰もが巻き込まれる可能性の高い犯罪といえます。

しかし、公的な支援制度が少なく、加害者からの損害賠償が望めない場合は、ほとんど救済を受けられないケースが多いことが特徴です。

（2）対応上の注意点

公的な支援制度は少ないですが、犯罪被害に起因する困りごと等にも目を向け、対応策を検討する姿勢が求められます。

警察への相談を行っていない場合は、相談を促します。

財産に係る犯罪被害に対して、市町村が所管する支援制度は少ないですが、例えば、被害者が独居高齢者であるなど被害に遭った要因（背景）にも目を向け、関係課と今後の対応策を検討することも大切です。

（3）Q&A

具体的な対応要領や支援制度の概要についてQ&A形式で解説します。

Q17 盗難等の被害者に対する支援制度が知りたい

自宅に泥棒が入り、現金や貴金属を盗まれました。

犯人は、まだ捕まらず、盗まれた物も返って来ず、腹立たしいです。

何か行政で保障等してくれる制度はないのですか？

A17

●雑損控除 【相談先：各税務署、市町村税担当課】

災害又は盗難若しくは横領によって、資産に損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。

控除を受けるには、確定申告書等に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付する必要があります。なお、詐欺や恐喝の場合には、受けられません。

Q18 振り込め詐欺でだまし取られたお金を取り戻したい

高齢の父が振り込め詐欺の被害に遭い、預貯金の大半をだまし取られてしまいました。父は落ち込んでしまい、「もう生きていけない。」などと言っています。

何か行政で保障等してくれる制度はないのですか？

A18

振り込め詐欺被害は、警察や市町村、その他関係機関・団体が、被害防止のための各種対策を実施していますが、手口の巧妙化等により、未だ高齢者を中心に多くの被害が発生しています。

振り込め詐欺に関する相談を受けた場合は、まず、被害に遭ってからの時間経過等の緊急性の確認等を行い、緊急性のある場合は、速やかに警察へ通報します。

速やかな通報により、犯人の早期検挙やだましとられたお金が返ってくる可能性があるほか、警察と連携した注意喚起等により、第2、第3の被害を防止することができます。

また、こうした現状を鑑み、振り込め詐欺等の犯罪に利用された預貯金口座の残高又は犯罪行為により被害者から得た財産を被害者に分配する制度があります。

法令（根拠）	対象犯罪	概要	問合せ先
振り込め詐欺救済法	振り込め詐欺、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等	被害者がだまされて振り込んだ相手口座の残高から同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部（被害回復分配金）の支払いを受けられる可能性があります。	各金融機関
組織犯罪処罰法（被害回復給付金支給制度）	詐欺罪、恐喝罪等の財産犯及び出資法における高金利受領罪等	詐欺罪等の財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産は、その犯罪が組織的に行われた場合や、いわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪のうえ、金銭化して、その事件により被害を受けた方等に給付金を支給する制度です。	高知地方検察庁 088-872-9191

6 その他犯罪被害者等が抱える問題

被害の類型を問わず、犯罪被害者等が抱える問題に対する支援制度をQ & A形式でまとめました。

(1) 心身の問題

Q19 警察署や医療機関に行くのが不安なので、付添ってほしい

犯罪被害に遭ったのですが、警察や医療機関に行くかどうか悩んでいます。

行くと被害の状況を色々聞かれたり、怒られたりするのではないかと不安で一人では行けません。

A19

犯罪被害に遭うと、警察署や裁判所等これまであまり行く機会のなかった機関や団体に足を運ばなければならず、このことが犯罪被害者等にとって大きな精神的な負担となることがあります。

このため、以下の団体では、犯罪被害者等の要望に応じて、付添い支援を行うことで、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図っています。

実施機関・団体名	概要	問合せ先
こうち被害者支援センター	必要に応じて、専門相談員等が、自宅訪問、警察、医療機関、検察庁、裁判所等へ付添います。	088-854-7867
性暴力被害者サポートセンターこうち	必要に応じて、専門相談員等が、自宅訪問、警察、医療機関、検察庁、裁判所等へ付添います。	080-9833-3500 0120-835-350
警察	殺人、性犯罪、傷害、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の支援が必要と思われる事件が発生した場合には、「被害者支援要員」が病院、事情聴取に付添います。	各警察署
高知地方検察庁	「被害者支援員」が法廷への案内、付添い等を行います。	088-872-9191
高知保護観察所	加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かの判断を行っている地方更生保護委員会に対し、被害者の方々が心情等の述べる際の付添いや同席等の援助を行います。	088-873-1090

Q20 カウンセリングの受診や悩み相談ができる窓口が知りたい

A20

ア カウンセリングの受診

犯罪被害者等がカウンセリングの受診又はカウンセリング費用の一部助成が受けられる機関・団体は以下のとおりです。

犯罪の内容等によって、制度対象外となる場合もあるので、案内する場合は、当該関係機関・団体によく確認しましょう。

窓口名称	概要	問合せ先
こうち被害者支援センター	カウンセリング費用の負担 カウンセラー（臨床心理士等）によるカウンセリング	088-854-7867
性暴力被害者サポートセンターこうち	カウンセリング費用の負担 カウンセラー（臨床心理士等）によるカウンセリング	080-9833-3500 0120-835-350
警察	カウンセリング費用の一部公費負担 部内カウンセラーによるカウンセリング	各警察署
高知県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	DV被害者等へのカウンセリング カウンセラー（公認心理師等）によるカウンセリング	088-833-0783

イ 悩みを抱えている方の相談窓口

さまざまな心の悩みや自殺願望・ひきこもり・依存症に関する相談窓口です。

実施機関・団体名	概要	問合せ先
ひきこもり地域支援センター（高知県立精神保健福祉センター）	ひきこもりに関する電話・面接相談	088-821-4508
高知県立精神保健福祉センター	さまざまな心の悩みや、自殺願望、依存症に関する電話相談、面接相談	088-821-4966
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	人間関係に関する悩みや不安、ストレスを抱える女性を対象に、女性の心理カウンセラーが面接相談を実施 様々な悩みを抱える男性を対象に、男性の心理カウンセラーが電話相談・面接相談を実施	088-873-9100
県警察本部	被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置してカウンセリング等を実施	【ヤングテレホン】 088-822-0809 【少年課サポートセンター】 088-825-0110
高知いのちの電話	自殺予防電話相談	088-824-6300
高知県心の教育センター（教育委員会）	子どもの心やからだの悩みについての教育相談	088-821-9909
スクールカウンセラー	臨床心理士等が児童生徒の心の問題に対応	各県立学校等

(2) 経済的な問題

Q21 生活資金に困っている

A21

生活困窮者に対する支援は、福祉保健所、福祉事務所等及び県・市町村社会福祉協議会が中心となって、対象者の状況に応じて、さまざまな制度を活用し、総合的に実施されていますので、連携し、対応しましょう。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

制度名	概要	相談先
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）を設置しています。 相談窓口では、生活に困窮している方を中心として、失業した方や社会的孤立状態にある方、生きづらさを抱えた方なども対象とし、ご本人や家族からの相談に幅広く応じています。 支援員が必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携するなど個々の状況に応じた支援を行います。	【自立相談支援機関】 市町村社会福祉協議会 NPO法人つながるネット (四万十市)

イ 生活困窮者が受けられる給付・貸付制度

制度名	概要	問合せ先
生活福祉資金貸付	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活をおくことを目的にした貸付制度です。 ※市町村の社会福祉協議会が窓口となり、高知県社会福祉協議会が貸付を行います。	高知県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
生活保護	生活保護は世帯を単位として行い、世帯員全員が、利用できる資産（預貯金、生活に利用されていない不動産等）、能力（働くことができる等）、その他あらゆるもの（年金、手当など）を生活の維持のために活用してもなお、生活に困窮する場合に適用されます。	県福祉保健所 市福祉事務所 町村福祉担当課

ウ 納税の猶予制度

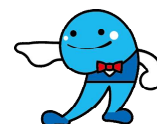
一括で納税をすることにより事業の継続や生活の維持が困難となるときや、災害や盗難・詐欺等にあい財産を損失した場合、本人又は生計を一にする親族が負傷した場合などの特定の事情があるときは、申請することで、原則として1年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

なお、猶予を受けた税額については、原則として猶予期間中に分割等により納税する必要があります。

税金の種類	相談窓口
国 税	各税務署 高知：088-822-1123 安芸：0887-35-3212 南国：088-863-3215 須崎：0889-48-0311 中村：0880-35-2135 伊野：088-800-1280
県 税	各県税事務所 安芸：0887-34-1161 中央東：088-866-8500、8510 中央西：088-821-4651、4652、4952 須崎：0889-42-2366、2367、2368 幡多：0880-35-5972
市町村税	市町村税担当課

上記制度のほか

- ひとり親家庭等の助成制度等 …… Q4 (P37)
 - 傷害を負った方への助成制度等 … Q7 (P44)
 - 休業に伴う給付制度（育児・介護休業給付、失業手当、労働災害）
…… Q25 (P72)、Q26 (P73)、Q29 (P76)
- 犯罪被害者等の状況に応じて、参照してください。



Q22 子どもの学費の支弁に困っている

A22

家庭の収入状況や児童生徒等の状況等により、以下のような学費の減免制度や給付制度等が用意されています。

制度ごとに、対象者や要件が決められているので、各学校・教育委員会等と連携した対応をとりましょう。

ア 県立高等学校、高等専門学校等 【相談先：県教育委員会高等学校課又は各学校】

制度名	概要
高等学校等就学支援金制度	保護者等の所得制限基準の要件を満たせば、県から学校に対し授業料相当額が支払われ、実質的に授業料負担がなくなる制度です。
高等学校等専攻科修学支援金制度	保護者等の所得制限基準の要件を満たせば、県から学校に対し授業料相当額が支払われ、保護者の経済的負担を軽減します。
高知県立高等学校等授業料減免制度	家計の急変、災害その他経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免又は徴収猶予を受けることができます。
高知県高校生等奨学給付金制度	県立高校等に在籍している生徒等がいる低所得世帯に返済の必要がない給付金を支給し、授業料以外の教育費の負担を軽減します。
高知県高等学校等奨学金制度	経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学に必要な資金の一部を貸与します。

イ 私立高等学校、専修学校等 【相談先：県私学・大学支援課又は各学校】

制度名	概要
私立高等学校等就学支援金	私立高等学校等に在籍している生徒等に対し、国が定める要件（所得制限等）を満たす場合、所得に応じて就学支援金を支給して、保護者の経済的負担を軽減します。
私立学校授業料減免補助金 高知県専門学校授業料等減免費交付金	授業料減免を行う学校法人へ補助を行います。 減免対象者：私立の高等学校等に在籍している生徒等のいる家計急変世帯、生活保護世帯など（所得制限があります）
高知県高校生等奨学給付金	私立高等学校等に在籍している生徒等のいる低所得世帯に奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減します。
私立高等学校等専攻科修学支援金	私立高等学校等の専攻科に在籍している生徒等の授業料を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。 （所得制限があります）

ウ 小中学校・義務教育学校 【相談先：市町村教育委員会】

制度名	概要
新入学用品準備金の入学前支給	小中学校・義務教育学校に入学する児童生徒の保護者で経済的に困っている人に対して、入学前に就学援助の新入学用品準備金を支給します。 ※実施していない市町村があります。
要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的な理由により、就学に必要な学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができますようにします。

エ 奨学金制度 【(独) 日本学生支援機構】

制度名	概要
貸与奨学金	【国内の奨学金】 国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院で学ぶ人を対象とした奨学金には、利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利子付）があります。 【海外留学のための奨学金】 海外の短期大学・大学・大学院に短期留学をする国内の大学等に在学する学生、学位取得を目的として積極的に海外の大学院に進学を希望する人、「海外留学支援制度」による給付を受ける人を対象としたものがあり、利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学（留学）時の一時金として貸与する留（入）学時特別増額貸与奨学金（利子付）があります。
高等教育の修学支援制度 （授業料等減免と給付型奨学金）	支援の対象者は、世帯収入や資産の要件を満たしていること、学ぶ意欲がある学生であることの2つの要件を満たす学生全員です。 ※支援対象となる学校種は、大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校です。 ※一定の要件を満たした学校が対象です。

オ 民間支援団体による犯罪被害に遭われた家庭の子どもに対する給付制度

制度名	概要
(公財)犯罪被害 救援基金	【奨学金給与事業】 生命・身体にかかる犯罪被害者の子・孫・弟妹等に奨学金を支給しています。 【支援金支給事業】 現に著しく困窮しており、公的救済の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等への支援金を給付しています。
(公財)日本財団 (まごころ奨学金 ：預保納付金支援事業)	保護者又は本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に、奨学金を給付する事業を行っています。

カ 交通事故に特化した民間支援団体による貸付・給付制度（再掲）

- Q13 (P58) 交通事故遺族に対する支援制度を参照ください。

(3) 日常生活（家事・育児・介護）に関する問題

Q23 家事や育児が手につかない

犯罪被害に遭ったショックから立ち直れず、家事も育児も手につきません。

子どものためにも私が頑張らないといけないのですが、どうしてもできないのです。どうしたらいいのでしょうか？

A23

犯罪被害者等は、大きな精神的ショックから、これまで当たり前に行っていた仕事や家事・育児といったことが手につかなくなることがあります。

ここでは、家事・育児支援を中心に記載しますが、Q20（P64）に精神的ケアについての支援制度を記載していますので、そちらも参照し、ご遺族の心身の状態にも配慮した対応を心がけましょう。

ア 子どもの養育に関する相談窓口

窓口	概要
市町村児童福祉担当課	児童虐待に関する相談及び育児・養育に関する相談対応
児童相談所	

イ 子どもの養育に関する支援制度

子どもの預かり等を行ってくれる制度です。※実施していない市町村があります。

制度名	概要	問合せ先
一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情（急病等）や育児疲れの解消を目的としたリフレッシュなど、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で預かる事業です。	市町村保育担当課
病児・病後児保育事業	子どもが病気の際（回復期を含む）に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所において病気の児童を一時的に保育する事業です。	市町村保育担当課
ファミリー・サポート・センター事業	「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員として登録し、保育所までの送迎をしたり、保護者の病気や急用、外出などの際に子どもを預かったりすることができる制度です。	各ファミリー・サポート・センター 市町村保育担当課
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	市町村放課後児童担当課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預かり、必要な保護を行います。	市町村児童福祉担当課

	<p>【ショートステイ事業】 保護者が疾病・疲労その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。</p> <p>【トワイライトステイ事業】 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり児童を養育することが一時的に困難になった場合に、生活指導、食事の提供等を行います。</p>	
--	--	--

Q24 高齢の両親に対する介護サービスが知りたい

妻は犯罪被害に遭ったことで、これまでやってくれていた高齢の親の介護ができなくなってしまいました。

私が代わりにやらないといけないのですが、仕事を辞めるわけにもいかず、手が回りません。どうしたらいいのでしょうか？

A24

高齢の家族の介護は、事例のように家族内で介護を担っていた者が、犯罪被害の影響で介護できなくなる場合のほか、犯罪被害による精神的なダメージ等から、これまで元気だった高齢者が、急に介護を必要とする場合もあります。

地域における高齢者や介護に関する総合的な相談・支援の窓口として「地域包括支援センター」が市町村に設置されていますので、「地域包括支援センター」及び市町村高齢福祉担当課と連携して、対応することとなります。

ア 地域包括支援センター

高齢者の方々が安心して生活できるように、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等の専門員が配置されています。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援認定者のケアプラン作成や生活機能が低下している方の総合事業の利用支援

【権利擁護】

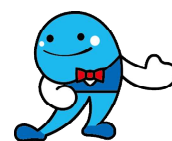
高齢者虐待防止、悪質商法被害防止

【総合相談支援】

高齢者の抱える生活全般の相談対応

【包括的・継続的マネジメント】

地域のケアマネジャーへの助言・支援



- 県内の地域包括センターについて、別冊資料2 高知県の犯罪被害者等支援関連機関の窓口一覧に掲載していますので、ご参照ください。

イ 介護保険の利用

介護保険は、40歳以上の方のほぼ全員が加入していますが、保険制度を利用できるのは、65歳以上の方若しくは40～64歳の特定疾病を負った方で要介護認定を受けた方のみです。

要介護認定は、要介護が5段階に分かれ、その下に要支援が2段階に分かれており、段階に応じて介護サービス・介護予防サービスが受けられます。

種別		概要
介護給付	居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導（医師等の居宅訪問）、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修費の支給 等
	地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等
	施設サービス	特別養護老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設等への入所
介護予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導 等
	地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護 等
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	<p>【訪問型サービス】</p> <p>ホームヘルパー等による調理、掃除、洗濯等の日常生活支援、専門職による自立支援、移動支援、専門職による自立支援、移動支援</p> <p>【通所型サービス】</p> <p>通所介護施設での入浴、排せつ、食事等の日常生活支援及び運動機能の向上、栄養改善等のサービス</p> <p>【その他の生活支援サービス】</p> <p>配食サービス、独居高齢者の見守り等</p> <p>※対象者：要支援認定者、総合事業対象者と判定された方</p>
	一般介護予防事業	筋力向上、口腔機能の向上、栄養改善等指導教室 等 ※対象者：65歳以上のすべての高齢者

ウ 高齢者の独居世帯

独居の高齢者や高齢者のみの世帯も、要介護認定を受けることで上記サービスを受けることができます。要介護、要支援認定がない方でも、事業対象者と判定された場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスを受けることができます。犯罪被害者等の意向に応じ、地域包括支援センター等と連携した対応をとりましょう。

エ 成年後見制度利用支援事業【再掲】

- Q7（P49）成年後見制度利用支援事業参照

Q25 育児・介護のため休業する場合に受けられる給付制度が知りたい

A25

育児・介護のために長期間休職する場合、育児休業法及び介護休業法に基づき、給付金の支給や社会保険料の免除等の経済的支援が受けられます。

手続きは、勤務先を通じて、各ハローワーク又は各年金事務所に対して行われます。

制度名	概要	問合せ先
育児休業給付 (雇用保険)	雇用保険の被保険者の方が、1歳(要件を満たせば最長2歳。)に満たない子を養育するために休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。	各ハローワーク (P75参照)
介護休業給付 (雇用保険)	雇用保険の被保険者の方が、要介護状態にある家族を介護するために休業をした場合に、一定の要件を満たすと介護休業給付の支給を受けることができます。	
3歳未満の子を養育する期間について年金額計算の特例 (厚生年金保険のみ)	3歳未満の子を養育する期間について年金額計算の特例(厚生年金保険)3歳未満の子を養育する方で養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて低下した期間については、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額を当該養育期間の標準報酬月額とみなされます。	各年金事務所 高知西 088-875-1717 高知東 088-831-4430 南国 088-864-1111 幡多 0880-34-1616
産前産後休業・育児休業等期間中の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の免除	事業主の方が、年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、産前産後休業・育児休業等をしている間の社会保険料が、免除される制度です。	
産前産後休業終了後・育児休業終了後の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の特例	産前産後休業又は育児休業等を終了した後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、産前産後休業を終了したとき又は育児休業等を終了したときに被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。	
産前産後期間の国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。 産前産後の免除期間は、年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。	

(4) 雇用に関する問題

Q26 失業により受けられる給付制度が知りたい

A26

各ハローワーク（P75 参照）において、以下のような制度を運用しているので、各ハローワークを案内します。

制度名	概要
雇 用 保 険	失業したが、働く意思・能力があり、求職活動を行っている場合、離職前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上ある（賃金の支払いの基礎となった日数が1か月に11日以上ある等）などの要件を満たせば、雇用保険が受給できます。
	また、ハローワーク等から紹介された企業等に就職する場合で、かつ、就職先が遠方で転居の必要があるなど、ハローワークの所長が必要であると認めるときは、「移転費」が支給されます。

Q27 不当解雇されたかもしれない

犯罪被害により、会社を休みがちになっていたところ、本日いきなり会社から解雇を告げられました。

不当解雇ではないですか。どうしたらいいのでしょうか？

A27

従業員の解雇は、労働基準法や労働契約法に基づき、適切に行われなければならない、犯罪被害を理由とした解雇は不当解雇に該当する可能性があります。

こうした問題については、原則 30 日以上前に予告又は平均賃金 30 日分以上の解雇予告手当が支払われない場合は、労働基準監督署が雇用先に対し是正勧告等を行っています。また、解雇理由等について民事上の紛争となった場合は、労働局の助言・指導やあっせん制度の利用を申し出ることができます。

雇用先に対し解雇の無効や慰謝料を請求する方法もあります。

ア 相談窓口

実施機関等	概要	問合せ先
高知労働局総合労働相談コーナー	労働に関する総合的な相談	088-885-6027
各総合労働相談コーナー		高知総合労働相談コーナー： 088-885-6010 須崎：0889-42-1866 四万十：0880-35-3148 安芸：0887-35-2128
高知労働局労働基準部監督課	労働条件の確保・改善の指導	088-885-6022
各労働基準監督署		高知労働基準監督署： 088-885-6031 須崎：0889-42-1866 四万十：0880-35-3148 安芸：0887-35-2128
高知弁護士会	解雇無効等の交渉代理、訴訟代理 (原則有償、資力要件を満たせば法テラス利用可能)	088-822-4867
法テラス高知		050-3383-5577
高知県労働委員会	労使間の紛争を公労使の三者で構成される委員が中立な立場で早期に解決するお手伝いをします。	088-821-4645

Q28 就職先が見つからない

A28

求職者の置かれた状況や就きたい仕事等に応じて、相談等窓口の紹介、技能習得を支援する窓口等を案内します。

ア 相談窓口

実施機関等	概要	問合せ先
ハローワーク	職業相談及び職業紹介、応募書類の作成支援、模擬面接、各種セミナーを各専門窓口において実施	高知：088-878-5320 ハローワークジョブセンターほんまち：088-826-8870 若者相談コーナー：088-802-2076 香美：0887-53-4171 須崎：0889-42-2566 四万十：0880-34-1155 安芸：0887-34-2111 いの：088-893-1225
ジョブカフェ こうち	15歳から概ね50歳までの方のミスマッチのない就職を目指し、キャリアコンサルタントによる相談対応や職場体験、各種セミナーを実施（オンライン相談あり）	本部（高知）088-802-1533 サテライト（幡多）0880-34-7730
若者サポート ステーション	学校を中退した方、就職に向けて何をしたいか分からず困っている方等にキャリアコンサルタント等の専門家が就職に向けた相談・支援を実施	こうち若者サポートステーション：088-844-3411 すさきサテライト：0889-43-9004 なんこく若者サポートステーション：088-863-5078 あきサテライト：0887-37-9767 はた若者サポートステーション：0880-34-9100

イ 職業訓練

- 公共職業訓練（雇用保険受給者）
- 求職者支援訓練（雇用保険受給者でない方）

制度概要	問合せ先	
離職者の早期の就職を支援するため、職業能力開発の機会を提供しています。受講経費はテキスト等個人所有となるもの等を除き原則無料です。	【受講に関する相談】 高知：088-878-5320 ハローワークジョブセンターほんまち：088-826-8870 香美：0887-53-4171 須崎：0889-42-2566 四万十：0880-34-1155 安芸：0887-34-2111 いの：088-893-1225	【訓練内容に関する相談】 高知高等技術学校：088-847-6601 中村高等技術学校：0880-37-2723 ポリテクセンター高知：088-832-0447 ポリテクカレッジ高知：0887-56-4100

Q29 仕事中に犯罪被害に遭った

営業で外回り中に通り魔に襲われてケガをしました。
受けられる給付制度はありますか？

A29

労働中に犯罪被害に遭った場合、労働災害による負傷とみなされ、休業補償給付などの労災保険給付が受けられる場合があります。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっています。

労災保険を請求するには、労働基準監督署に備え付けてある請求書、又はインターネットでダウンロードした請求書を作成し、提出することとなります。

まずは、最寄りの労働基準監督署を案内します。

また、被害の状況によっては、Q2（P33）又はQ7（P44）に記載の給付制度が受けられる場合もあるので、被害の状況をよく確認してください。

ア 各労働基準監督署

制度名	概要
療養補償給付	療養した医療機関が労災保険指定医療機関の場合には、請求書はその医療機関に提出します。この場合、療養費を支払う必要はありません。 療養した医療機関が労災保険指定医療機関でない場合は、一旦療養費を立て替えて支払った後請求書を、労働基準監督署に提出すると、その費用が支払われます。
休業補償給付	労働災害により休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書」を労働基準監督署に提出してください。
その他の保険給付	他にも障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付などの保険給付があります。 これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署に請求書などを提出することとなります。

(5) 住居に関する問題

Q30 自宅で犯罪が起こったため、帰宅できない

自宅で犯罪が起こり、捜査のためしばらく自宅に入れません。犯人はまだ捕まっていないので、再被害が不安です。どうしたらいいですか？

A30

犯罪被害により、従前の住居に居住を続けることが困難となった犯罪被害者等に対しては、以下のような制度があります。

犯罪被害者等の意向等を踏まえた対応をとることが大前提ですが、犯罪被害の内容や緊急性等により利用できる制度が異なりますので、制度を案内する場合は関係機関・団体との丁寧な調整を行います。

ア 居宅の特殊清掃（ハウスクリーニング）

実施機関・団体	概要
各 警 察 署	ハウスクリーニング費用の一部公費負担

イ 一時的な避難

制度名	概要	問合せ先
犯罪被害者等の 県職員住宅の 目的外使用	犯罪被害者等が要件を満たし、かつ、公募による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、県の承認を得たうえで、県の職員住宅を目的外使用することができます。	県民生活課 088-823-9319
DV被害者の 県職員住宅の 目的外使用	一時保護施設を退所したDV被害者の自立を支援する上で必要と認められる場合、県の承認を得た上で、県職員住宅へ一時的に入居（目的外使用）することができます。	高知県女性相談支援 センター (配偶者暴力相談支援センター) 088-833-0783
緊急避難場所の 確保	住居から一時的な避難が必要な場合で、かつ、避難場所の確保等が困難な場合は、警察において緊急避難場所を確保できる制度があります。	各 警 察 署
母子生活支援 施設への入所	母子家庭の母と子（18歳未満）を一緒に保護し、自立を促進する施設があります。 入所者は、生活、住宅、就職、教育など母子家庭が抱えるさまざまな問題を解決するための相談支援が受けられます。	県福祉保健所 市町村児童福祉担当課
緊急一時避難	DV被害者が加害者の元から離れ、緊急に避難する必要がある場合、一時保護施設（シェルター）に避難することができます。	高知県女性相談支援 センター (配偶者暴力相談支援センター) 088-833-0783

ウ 中長期的な転居

制度名	概要	問合せ先
転居費用の補助	<p>住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住するが、困難になったと認められる方及び遺族が、<u>新たな住居への転居に要する費用の一部を補助</u>します。(上限 20 万円)</p> <p>※その他支給要件があります。</p> <p>詳しくは P33 P 参照</p>	<p>県民生活課 088-823-9319</p>
県営住宅の優先入居	<p>犯罪被害者等（※DV 被害者含む）による世帯は、優先枠抽選対象者とし、抽選確率の優遇があります。</p>	<p>住宅課 088-823-9855</p>
公営住宅の優先入居	<p>犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が希望する場合に、別に定める基準に基づき公営住宅への優先的な入居を認めます。</p> <p>※各市町村によって基準が違いますので、制度がある市町村へお問い合わせください。</p>	<p>優先入居制度導入市町村 (令和3年12月現在)</p> <p>① 宿毛市 ② 土佐清水市 ③ 香南市 ④ 土佐町 ⑤ 佐川町 ⑥ 日高村 ⑦ 四万十町 ⑧ 黒潮町</p>

(6) 刑事・民事手続きに関する問題

Q31 刑事裁判で加害者に意見を言いたい

加害者のことが許せません。加害者は勾留されており、会うことはできませんが、私の思いや加害者に望む刑罰についての意見を言うことはできませんか？

A31

成人による事件の場合、犯罪被害者等は、以下の制度を利用することで刑事裁判において意見等を述べるすることができます。

いずれの制度も、犯罪被害者等が事件を担当する検察官に申し出る必要があります。

弁護士が犯罪被害者等の代理人として申し出ることもできます。(Q32を参照)

制度名	概要	問合せ先
心情等の意見陳述制度	被害者やご遺族等が被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べるができる制度です。	高知地方検察庁 088-872-9191
被害者参加制度(※)	殺人、傷害、危険運転致死傷等や強制性交等、強わいせつ、逮捕監禁、過失運転致死傷等の事件の被害者の方、又はご遺族等が刑事裁判に参加して、被告人質問や加害者の処分について意見を述べるができる制度です。 制度を利用する場合、『被害者参加弁護士』を委託して被告人質問等を代理するなどの援助を受けることができます。	

※被害者参加制度利用時に利用できる制度

制度名	概要	問合せ先
被害者参加人のための国選弁護士制度	被害者参加人が弁護士を選任したいが、資力がなない場合は、裁判所が弁護士を選定し、その費用を国が負担します。	法テラス高知 050-3383-5577
被害者参加旅費支給制度	被害者参加制度を利用する方に国がその旅費等を支給する制度です。	

原則、少年審判は、犯罪被害者等が加害者に直接意見を述べることはできませんが、裁判官や家庭裁判所の調査官に対して意見を述べるすることができます。

制度名	概要	問合せ先
被害者等の意見聴取制度	被害者やご遺族の方々の申出により、そのお気持ちやご意見を審判廷等において、裁判官又は家庭裁判所の調査官に対して述べる制度です。	高知家庭裁判所 088-822-0443

Q32 弁護士に相談したい

A32

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭ったことで、突然、これまで経験したことのない刑事・民事裁判等に対応しなければならず、弁護士等の法律の専門家への相談を希望される方が多くいます。

県内では、以下のような機関・団体が弁護士等による無料法律相談を実施しています。

各機関・団体によって、受け付ける相談内容が異なりますので、犯罪被害者等の要望に応じて、案内してください。

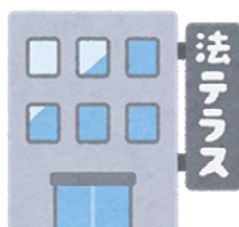
●県・市町村

実施機関・名称等	概要	問合せ先
弁護士・司法書士等による法律相談	弁護士・司法書士等による無料法律相談 ※市町村ごとに実施の有無、実施日・時間が異なります。	各市町村
高知県県民生活課 こうち被害者支援センター (県委託事業)	犯罪被害者等の無料法律相談 ※他の法律相談(民事扶助・日弁連)が利用できない犯罪被害者等への法律相談	県民生活課 088-823-9319 こうち被害者支援センター 088-854-7867
性暴力被害者サポートセンターこうち	性暴力に関する法律相談 ※要予約	080-9833-3500 0120-835-350
高知県人権啓発センター	人権に関する法律相談	088-821-4681
高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	DV等に関する法律相談	088-833-0783
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	家庭のさまざまな問題に関する、女性対象の法律相談	088-873-9100
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭に関する法律相談	088-875-2500



●関係団体等

実施機関・名称等	概要	問合せ先
法テラス高知	刑事・民事を問わずさまざまな法律相談	050-3383-5577
高知弁護士会	犯罪被害に関する法律相談 受付窓口：こうち被害者支援センター	088-854-7867
こうち被害者支援センター、法テラス高知及び県の共催	犯罪被害に関する無料法律出張相談 毎月第3火曜日 13時30分～15時30分 幡多地区 奇数月 安芸地区 偶数月	こうち被害者支援センター 088-854-7867
高知県司法書士会	犯罪被害に関する相談 司法書士常設無料法律相談 ・高知会場（高知県司法書士会館） 毎週土曜日 13時～15時 毎週水曜日 18時30分～20時（相続登記相談に限る） ・安芸会場（安芸市総合社会福祉センター） 第1・3土曜日 10時～12時 ・須崎会場（須崎市立市民文化会館） 第1・3土曜日 13時～17時 ・四万十会場（四万十市社会福祉センター） 毎週土曜日 13時～15時	
法テラス高知及び高知県司法書士会	民事法律扶助相談 ・高知会場（高知県司法書士会館） 毎週土曜日 15時～17時 毎週水曜日 18時30分～20時（多重責務相談に限る） ・四万十会場（四万十市社会福祉センター） 毎週土曜日 15時～17時 ※相談回数や資力（収入や保有資産）等の要件があります。	
暴力追放高知県民センター	民事介入暴力に関する法律相談 毎月第2・第4木曜日 13時～16時 ※相談日が祝祭日にあたる場合は、その翌日	



Q33 弁護士に頼みたいがお金がない

A33

弁護士費用等について、資力等の要件を満たした場合、以下のような援助等が受けられます。

制度名	概要	問合せ先
●被害者参加制度利用者		
被害者参加人のための国選弁護士制度	被害者参加人が弁護士を選任したいが、資力がない場合は、裁判所が弁護士を選定し、その費用を国が負担します。	法テラス高知 050-3383-5577 高知地方裁判所 088-822-0421
被害者参加旅費支給制度	被害者参加制度を利用する方に国がその旅費等を支給する制度です。	
●日本弁護士連合会委託援助		
犯罪被害者法律援助	人の命や身体を害するような犯罪、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方などのために、被害届の提出、告訴や事情聴取への同行、加害者側（和解交渉等）やマスコミ対応、検察審査会申立て、犯罪被害者給付金申請など、弁護士が行う幅広い支援活動について、弁護士費用等を援助します。	高知弁護士会 法テラス高知 050-3383-5577
子どもに対する法律援助	児童虐待等により人権救済を必要としている子ども（20歳未満）を対象に、児童相談所等の行政機関や児童養護施設、シェルター等との交渉代理、入所、自立支援等、及び虐待養親との離縁訴訟などの法的手続の代理等の弁護士費用等を援助します。	
●民事法律扶助		
法律相談	一定の要件に該当する方に対し、弁護士・司法書士による民事、家事及び行政に関する案件の無料法律相談を行います。	法テラス高知 050-3383-5577
代理援助・書類作成援助	一定の要件に該当する方に対し、裁判所における民事、家事及び行政事件に関する手続等に必要となる弁護士費用等の立替えを行います。	

※無料弁護士相談については、Q32（P80）に記載しています。

Q34 加害者に損害賠償を請求したい

私の気持ちに区切りをつけるためにも加害者を民事で訴えて損害賠償を請求したいです。どうしたらいいですか？

A34

犯罪によって生じた損害の賠償等が行われず、犯罪被害者等が請求をする場合、刑事裁判とは別に民事訴訟を行う必要があります。

ア 損害賠償命令制度

刑事事件を担当した裁判所が有罪を言い渡した後、引き続き損害賠償請求についての審理を行い、加害者に判決で損害賠償を命じることができる制度です。

対象事件等	申立手数料	申立先
殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ・強制性交等の罪、逮捕及び監禁の罪、略取・誘拐・人身売買の罪等	2,000円	高知地方裁判所

イ 民事訴訟における支援制度

民事訴訟を行うに当たり、弁護士等に相談をする又は弁護士に依頼する場合、一定の要件を満たせば、無料で相談や弁護士費用の立替えを受けることができます。

●民事法律扶助

制度名（種類）	概要	問合せ先
法律相談	一定の要件に該当する方に対し、弁護士・司法書士による民事、家事及び行政に関する案件の無料法律相談を行います。	法テラス高知 050-3383-5577
代理援助・書類作成援助	一定の要件に該当する方に対し、裁判所における民事、家事及び行政事件に関する手続等に必要となる弁護士費用等の立替えを行います。	

Q35 裁判を傍聴したい（裁判を代わりに傍聴してほしい）

- 裁判を傍聴したいのですが、社会的関心の高い事件だったので、一般の傍聴者がたくさん来るかもしれません。そうした場合は、被害者である私でも抽選にはずれると、裁判を傍聴することができないのでしょうか？
- 裁判を傍聴したいのですが、このケガでは行けません。代わりに行ってもらえますか？

A35

社会的関心の高い事件では、傍聴希望者が多いため、裁判所により抽選で傍聴者を決定するための傍聴券が発行される場合があります。

しかし、犯罪被害者やご遺族等の立場を考え、裁判所は犯罪被害者やご遺族等の傍聴席の確保について、可能な限り配慮することとしています。

傍聴希望者が多数に上ることが予想される場合は、あらかじめ、事件を担当する裁判所又は検察官・検察事務官に相談するよう案内してください。

犯罪被害者等によっては、事例のようなケガ等の状況のほか、加害者が怖い、顔も見たくないなどさまざまな理由で裁判の傍聴をすることができない方がいます。

そうした方のために以下の機関において、裁判の代理傍聴を行っています。

実施機関・団体	問合せ先
こうち被害者支援センター	088-854-7867

Q36 刑事裁判の記録が見たい

A36

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧・コピーができます。損害賠償請求をするために必要があると認められるときは、同じ加害者が行ったとされる同種の犯罪行為の記録についても閲覧・コピーすることができる場合があります。

問合せ先	備考
高知地方裁判所及び各支部	事件を審理している裁判所
高知地方検察庁及び各支部	事件を取り扱った検察庁
高知家庭裁判所	少年事件の場合

- 高知地方裁判所及び各支部、高知地方検察庁及び各支部の連絡先について、別冊資料2 高知県の犯罪被害者等支援関連機関の窓口一覧に掲載していますので、ご参照ください。

(7) 二次被害の問題

Q37 自宅のポストに私を中傷する手紙が入れられた

事件の原因が私にあるかのような内容の手紙が、自宅のポストに入っていました。どうしたらいいですか？

A37

犯罪被害者等にとって周囲からのいわれのない誹謗中傷やうわさ話等の二次被害は、大きな精神的苦痛となっています。

犯罪被害に遭ったことに伴う差別や偏見等の人権侵害を受けた場合は、以下の相談窓口において相談を受け付け、必要な情報の提供、他の専門相談機関等の紹介等を行い、相談者の自主的な解決を支援しています。

法務局においては、必要に応じて調査を行い、相手方に必要な「措置」や相談者に対するアフターケアを行っています。

また、こうした誹謗中傷等が公然と行われた場合、名誉棄損罪等に該当する可能性があるため、犯罪被害者等の希望に応じて、相手の処罰を希望する場合は警察署、損害賠償請求等を希望する場合は高知弁護士会の犯罪被害者法律相談（無料）あるいは Q32（P80）記載の法律相談を案内します。

実施機関・窓口名称	概要
市町村人権相談窓口	人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行います。
高知県人権啓発センター	
高知県人権・男女共同参画課	
高知地方法務局各支局	差別や虐待、パワーハラスメント等、さまざまな人権問題についての相談を受け付けます。
	法務局職員や人権擁護委員が必要に応じて調査を行い、相手方に適切な「措置」をとります。手続き終了後も必要に応じてアフターケアを行います。（※）

※救済のための措置

援助：関係機関への紹介、法律上の助言等

調整：当事者間の関係調整

要請：実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求める。

説示：人権侵害を行った者に対し、反省を促し、善処を求める。

勧告：人権侵害を行った者に対し、人権侵犯をやめさせるため、事実を摘示し文書で勧告を行う。

通告：関係行政機関に対し、人権侵犯の事実を通告する。

告発：刑事訴訟法の規定により、告発を行う。

※「措置」は自主的な改善を促すもので強制力はありません。

また、調査結果によっては侵犯事実が認定できない場合もあります。



Q38 ネット上に私の悪口や自宅の住所等が掲載されている

ネット上に私の悪口や自宅の住所等が掲載されています。どうしたらいいですか？

A38

インターネット上における二次被害は、その匿名性の高さから、過激な誹謗中傷や、意に反した氏名・住所・電話番号の公表等によりプライバシーを侵害されるケースが後を絶ちません。また、一旦、掲載された情報は、さまざまなウェブサイト等に拡散されてしまうなど、犯罪被害者等に与える影響は深刻です。こうした相談を受けた場合は、基本的には前項Q37（P85）と同様の対応をとります。

前項に記載の相談窓口に加えて、インターネット上の誹謗中傷等の被害に関する専門相談窓口として「違法・有害情報相談センター」があります。同センターでは、書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法を案内してくれます。

このほか、犯罪被害者等自身による削除要請も可能ですので、犯罪被害者等の要望に応じた窓口や方法を案内するよう心がけましょう。

ア 相談窓口

実施機関名称	概要
違法・有害情報相談センター (総務省支援事業) 【URL】 https://ihaho.jp	インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なう相談窓口です。
(相談内容の具体例) 著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺等に関する書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法 等	

イ 対処方法

○自ら行う削除手続き

- ・当該書き込みがなされたウェブサイトの「削除フォーム」に削除依頼を記入
- ・プロバイダに対し「侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書」等の書面を送付

○法務局における削除手続き

- ・被害者自身で削除を求めることが困難な場合や削除依頼にプロバイダなどが応じない場合などには、法務局が、プロバイダなどへの削除の要請を行います。

なお、法務局からの削除要請は、インターネット上の情報について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合に行います。

Q39 テレビ（雑誌）で私を中傷する番組（記事）が放映（掲載）された

A39

メディアによる人権侵害に関して、意見等を申し立てる以下のような窓口があります。

実施機関名称	概要	問合せ先
BPO 放送倫理・番組向上機構	放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、第三者の機関です。	TEL：03-5212-7333 FAX：03-5212-7330
雑誌人権ボックス （一般社団法人 日本雑誌協会）	日本雑誌協会は、加盟各社の合意の下に、各雑誌記事における人権上の問題での異議・苦情の「申し立て受付窓口」を設置しています。	FAX：03-3291-1220 文書宛先 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル 5F 日本雑誌協会雑誌人権ボックス



(8) 加害者に関する問題

Q40 暴力団員から不当な要求を受けている

暴力団員が、私の経営する飲食店にやってきて「おしぼり」を買うよう脅してきます。どうしたらいいですか？

A40

組織的（暴力団等）背景のある事件では、報復等の心配から被害の届出を躊躇し、泣き寝入りするケースが見受けられます。

暴力団員等による犯罪や不当要求について、以下のような相談窓口があります。

加えて、（公財）暴力追放高知県民センターでは、見舞金の支給、民事訴訟の支援等の支援を行っています。

機関名	概要	問合せ先
暴力相談電話 （高知県警察本部）	暴力団に関する相談・暴力団員の組織からの離脱に関する専用相談電話です。	088-822-8930
（公財）暴力追放高知 県民センター	暴力団員による不当な行為等の相談に関する相談電話です。	（相談専用） 088-871-0002 0120-893-744 （暴力離脱相談） 088-823-0919

※暴力追放高知県民センターの活動内容

- 暴力団排除の広報活動
- 暴力団に関する相談活動
- 被害者等保護及び救済活動
暴力団員による傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する救済及び暴力団組織事務所等の明け渡し訴訟や損害賠償請求訴訟などの費用について無利子の貸付等の実施
- 指定暴力団の事務所使用禁止請求活動
- 民間による暴力追放組織の活動支援
- みかじめ料等縁切り同盟への支援活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動



Q41 加害者から、また被害を受けないか不安

犯罪被害に遭いましたが、加害者が捕まっておらず、再被害に遭うのではないかと不安です。どうしたらいいですか？

A41

犯罪被害者等は、加害者やその関係者から再び危害を加えられないかという不安を抱えています。犯罪被害者等のそのような不安を払しょくし、安心して生活できるよう、各機関において、以下のような措置を講じています。

制度名	概要	問合せ先
再被害防止措置	警察では継続的に再被害防止措置を講じる必要がある方を「再被害防止対象者」に指定し、再被害防止措置を講じます。 (内容)①パトロールによる警備②自主警戒等の防犯指導 ③加害者の動向把握④非常時の通報要領⑤必要に応じ、加害者への指導警告	各警察署
被虐待児の一時保護	親などから虐待を受けた、一時保護が必要と児童相談所長が認めた被虐待児を児童相談所等において一時保護します。	中央児童相談所 幡多児童相談所
DV被害者等の一時保護施設入所	DV被害者等が配偶者からの暴力等から避難するために、一時保護施設(シェルター)に入ることができます。	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) 088-833-0783
再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	被害者等通知制度(Q42P90)とは、別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。	高知地方検察庁 088-872-9191
母子生活支援施設への入所	母子家庭の母と子(18歳未満)と一緒に保護します。入所者は、生活、住宅、就職、教育など母子家庭が抱えるさまざまな問題を解決するための相談支援が受けられます。	県福祉保健所 市町村児童福祉担当課
保護命令	保護命令は、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずるものです。 (保護命令の種類) ①申立人への接近禁止命令 ②申立人への電話等禁止命令③申立人の子への接近禁止命令 ④申立人の親族等への接近禁止命令⑤退去命令	被害者の住所・居所又は加害者の住所あるいは暴行・脅迫が行われた場所を管轄する地方裁判所 高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) 088-833-0783
住民票、戸籍の附票の写し等の交付制限	DV、ストーカー、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が、市町村に申し出ること、加害者から「住民票・戸籍の附票の写し」等の交付の申出があってもこれを制限することができます。	市町村住民基本台帳担当課
DV被害者の住民登録地以外での国民健康保険への加入	健康保険は住民登録地で加入しますが、DV被害者については医療費等通知等の送付によって、受診した医療機関等から加害者に居所等が知られる可能性があるため、住民登録地以外での国民健康保険加入が認められています。	市町村国保・年金担当課

Q42 加害者がどうなったのか（処遇）が知りたい

今、加害者は逮捕されて警察の取調べを受けていると思いますが、これから先、加害者の近況等について知ることはできるのでしょうか？

A42

犯罪被害者等に対して、捜査状況や加害者の処遇について連絡する以下のような制度があります。

制度名	概要	問合せ先
被害者連絡制度	殺人、強制性交等、傷害などの身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する重大な交通事故事件等の犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族に対して、次の事項を連絡します。 ① 刑事手続及び被害者のための制度 ② 加害者の検挙状況 ③ 逮捕された加害者の処分状況	各警察署
被害者等通知制度	犯罪被害に遭われた方やその親族等に対し、次の事情を連絡します。 ① 事件の処分結果 ② 刑事裁判の結果 ③ 加害者の刑務所での処遇状況 ④ 刑務所からの出所時期 ⑤ 保護観察中の処遇状況 ⑥ 保護観察の開始及び終了時期	【加害者が成人】 高知地方検察庁 088-872-9191 【加害者が少年】 ①保護観察処分 高知保護観察所 088-873-1090 ②少年院送致 最寄りの少年鑑別所

Q43 保護観察中の加害者に私の心情を伝えたい

刑務所を出所して、現在、保護観察中の加害者が二度と同じ過ちを繰り返さないために、私の思いを伝えたいのですが、どうしたらいいですか？

A43

加害者に対し、犯罪被害者等の心情を伝える以下のような制度があります。

制度名	概要	問合せ先
意見等聴取制度 ※対象者：刑事施設や少年院に収容中の加害者	加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に対する意見や被害に関する心情を、その審理を行っている地方更生保護委員会に対して述べることができます。 必要に応じて、保護観察所で地方更生保護委員会への付添いや書面で意見等を提出する場合の代筆を行っています。	【実施機関】 地方更生保護委員 【受付窓口】 四国地方更生保護委員会又は高知保護観察所
心情等伝達制度 ※対象者：保護観察中の加害者	被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し保護観察中の加害者に伝える制度です。 希望する場合には、伝達の際に加害者が述べたことを通知します。	高知保護観察所 088-873-1090

(9) 犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 (DV・虐待・いじめ・ハラスメント)

Q44 DV被害や虐待・いじめ・ハラスメントを受けている場合の相談支援窓口が知りたい

A44

DV被害や各種虐待事案（児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待）及びいじめは、県や各市町村（市町村教育委員会を含む）において、それぞれの専門相談窓口が設置されています。

各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）についても県や国の機関において専門相談窓口が設置されています。

総合的対応窓口の県民への周知が進むことで、こうした相談が総合的対応窓口に寄せられることも想定されます。

この場合、原則は、各担当窓口に対応を引き継ぎますが、こうち被害者支援センターとの連携が必要な場合や重大な事案である場合等は必要に応じて、各担当窓口と連携して対応します。

ア DVに関する相談窓口

窓口	概要	問合せ先
高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	女性相談員がDV被害者等からの相談を受けて、必要な自立支援を行います。	088-833-0783
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	DV被害を含むさまざまな問題、悩み事について、女性対象の一般相談、法律相談、こころの相談の各種相談窓口にて対応します。男性対象の悩み相談も行います。	088-873-9100
法テラス高知 (DV等被害者法律相談援助)	DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、弁護士による法律相談を行います。(資力基準以下の方は無料)	050-3383-5577

イ 児童虐待相談に関する窓口

窓口	概要	問合せ先
市町村児童福祉担当課	児童虐待に関する相談及び育児・養育に関する相談に応じます。	各市町村
各児童相談所		児童相談所
高知弁護士会 子ども権利110番	親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談について、専門相談窓口を設置しています。(相談時間) 9時から17時	088-872-0324 ※子ども本人からの相談は原則無料
法テラス高知 (DV等被害者法律相談援助)	DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、弁護士による法律相談を行います。(資力基準以下の方は無料)	050-3383-5577

ウ 高齢者虐待・障害者虐待に関する相談窓口

窓口	概要	問合せ先
地域包括支援センター 市町村高齢者福祉担当課	養護者・要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談に応じます。	各市町村
市町村障害者福祉担当課	養護者・障害者福祉施設従業者による障害者虐待に関する相談に応じます。	各市町村
高知県高齢者・障害者 権利擁護センター	使用者による高齢者・障害者虐待に関する相談に応じます。	088-850-7770

エ セクハラ・パワハラに関する相談窓口

窓口	概要／問合せ先
高知労働局総合労働 相談コーナー	労働に関する総合的な相談を受け付けます。 ・高知労働局総合労働相談コーナー：088-885-6027
各総合労働相談コーナー	・高知総合労働相談コーナー：088-885-6010・須崎：0889-42-1866 ・四万十市：0880-35-3148 ・安芸：0887-35-2128
高知県労働委員会	労使間の紛争を公労使の三者で構成される委員が中立な立場で早期に解決するお手伝いをします。 ・連絡先：088-821-4645
ハラスメント悩み相談 (厚生労働省委託事業)	職場でのセクハラ・パワハラ・マタハラ等に関する電話・メール相談 【電話相談】0120-714-864 月曜～金曜 12:00～21:00 土日曜 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) 【メール相談】ハラスメント悩み相談室ホームページ (URL: https://harasu-soudan.mhlw.go.jp) の専用メールフォームから相談

オ セクハラ・パワハラに関する支援制度

制度名	概要	問合せ先
「セクハラ等による精神疾患」の労災認定	業務中のセクハラ等により精神障害を発病した場合、労災保険の対象となります。	高知労働局又は各労働基準監督署

カ いじめに関する相談窓口

窓口	概要	問合せ先
高知県教育委員会 (24時間子どもSOSダイヤル)	いじめをはじめとする様々な悩みに関する相談を24時間受け付けています。	0120-0-78310
高知県教育委員会 (SNS相談)	いじめをはじめとする様々な悩みに関して、高校生(限定)からの相談に応じます	学校で配布されるカード、チラシに記載
高知県警察本部 (ヤングテレホン)	非行、いじめ、犯罪被害等に関して、少年及びその保護者からの相談に応じます。	088-822-0809
高知県心の教育センター	子どもの悩みや教育に関する相談に応じます。	088-821-9909
高知弁護士会 子ども権利110番	親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談について、専門相談窓口を設置しています。 (相談時間) 9時から17時	088-872-0324 ※子ども本人からの相談は原則無料

(10) 外国人犯罪被害者等に対する支援

Q45 外国人犯罪被害者等が生活上の困りごと等を相談する窓口が知りたい

A45

「高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）」において、高知県で暮らす外国人等を対象に、在留資格・労働・教育・医療・福祉・子育て・住まいなど生活に関わるさまざまな相談を受け付けています。

必要に応じて、関係機関への取次ぎも行います。

窓口	概要	問合せ先
高知県外国人生活相談センター (ココフォーレ)	<p>【相談方法】 面談、電話、HP の相談フォーム、E メール</p> <p>【相談内容】 在留資格、雇用・労働、医療、結婚・離婚、 通訳・翻訳、社会保険・年金、税金、住宅、 運転免許、出産・子育て、教育、日本語学 習、防災災害、国際交流 など</p>	088-821-6440
	<p>【対応言語】 英語・中国語・韓国語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ タガログ語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・フラン ス語・イタリア語・ドイツ語・ロシア語・マレー語・クメール 語・ミャンマー語・モンゴル語・シンハラ語</p> <p>※三者間電話通訳サービス対応言語を含む ※英語は相談員が直接対応 ※中国語、インドネシア語、ベトナム語は通訳が対応（週1日程度）</p>	

第5章 県民の犯罪被害者等への理解を深める

1 窓口のPR

犯罪被害に遭うと、心身の不調等さまざまな問題を抱えます。自分の生活が立ち行かなくなっている中で、自ら窓口を調べ、相談に赴くことは難しいと思われます。

平素から、窓口の存在を積極的にPRし、一人でも多くの県民に対し、犯罪被害に遭う前に、窓口の存在を知ってもらうことが支援において重要です。

一方で、特に人口規模の少ない市町村では、来庁者や職員に顔見知りがいるため、相談しにくいといったことも考えられます。

市町村の事情に応じてPRの方法を検討しましょう。

(1) 市町村内でのPR例

- 庁舎案内板等で窓口を明示する
- 窓口前に看板等を設置する
- 庁舎内や図書館、公民館等、市町村が管理する施設（出入口、トイレ等）に窓口に関するポスター掲示
- 犯罪被害者等支援に関するのぼり旗の掲揚、ポスターの掲示
- 関係団体のチラシ等を配架等により窓口を暗に示す

(2) 広報媒体を活用したPR例

- 市町村ホームページに『犯罪被害者等支援』のページを設ける
- 市町村広報誌に『犯罪被害者等支援』に関する記事や窓口を掲載する
- 市町村ケーブルテレビ、ラジオ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）の市町村アカウントを活用する

2 広報啓発活動の展開

(1) 講演会の開催や街頭啓発

多くの県民にとって、まだまだ「犯罪被害者等」は遠い存在で、犯罪被害者等が何に困っているのか等、理解されていないという現状があります。

県民の皆様が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解することで、犯罪被害者等支援の必要性に気づき、支援の輪が広がります。

二次被害がなくなり、社会全体で犯罪被害者等を支える高知県をつくるため、まずは、県民の皆様が犯罪被害について考えていただくきっかけを作りましょう。

(2) 高知県（県民生活課）と連携した広報啓発活動

高知県では、「高知県犯罪被害者等支援条例」及び「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づき、県内全域において、犯罪被害者等への理解の促進を図るための取り組みを進めています。

県内全域において、広報啓発活動を効果的に展開するためには、各市町村との連携や協力が不可欠です。高知県と連携した広報啓発活動を実施したい場合は、「県民生活課」までご連絡ください。

担当窓口	問合せ先
高知県県民生活課 犯罪被害者等支援担当	TEL：088-823-9319 FAX：088-823-9879 メールアドレス：141601@ken.pref.kochi.lg.jp ホームページ： https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601

(3) こうち被害者支援センターと連携した広報啓発活動

こうち被害者支援センターでは、相談や直接支援等のほかに、イベントの開催や街頭啓発等の広報啓発活動を実施しています。

同センターと連携した広報啓発活動は、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性の理解促進に加えて、同センターの存在や活動内容を知っていただくきっかけとなります。

同センターと連携した広報啓発活動を実施する場合は、同センターと事前に綿密な協議を行いましょう。

担当窓口	問合せ先
こうち被害者支援センター	TEL：088-854-7511 FAX：088-854-7522 ホームページ： https://www.shiencenter-kochi.or.jp

(4) 関係課とのタイアップによる広報

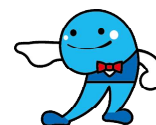
総合的対応窓口だけでの広報啓発活動が難しい場合は、犯罪被害者等支援に関係する課と連携して、広報啓発活動を実施することも方法の1つです。

例えば、児童虐待やDVも犯罪被害の1つの類型ですし、「犯罪被害者等」は国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年策定、平成23年一部変更）及び「高知県人権施策基本方針～第2次改訂版～」において、取り組むべき人権課題として取り上げられています。県民にとっては、これらの問題の方が聞きなじみがあるかもしれません。

「犯罪被害者等支援」と関連のある事業を行う関係課と連携して、①強化月間（週間）等に合同で街頭啓発を実施する、②啓発イベントに広報ブースを設ける、③研修会や講演会の中で「犯罪被害者等支援」について説明の時間をもらうなど、単独で広報啓発活動を実施するより、大きな啓発効果が得られるかもしれません。

犯罪被害者等支援に関連のある啓発月間（週間）の例

- ① いじめ防止強化月間・・・4月、11月
- ② 児童虐待防止推進月間・・・11月
- ③ 女性に対する暴力をなくす運動・11月12日から25日までの間
- ④ 犯罪被害者週間・・・11月25日から12月1日までの間
- ⑤ 人権週間・・・12月4日から10日までの間



3 犯罪被害者等支援に関する学校教育の促進

犯罪被害者等支援について、児童・生徒等の理解を深めることは、家族の絆、命の大切さを気づかせ、規範意識を醸成し、被害者も加害者も出さない社会をつくることにつながります。

県・市町村教育委員会と連携し、犯罪被害者等支援に関する学校教育を促進しましょう。

県内では、警察、こうち被害者支援センターが、以下の事業を実施しています。

取組名	対象	概要	問合せ先
命の大切さを学ぶ教室	中学生～高校生	犯罪被害者・警察職員による講演	088-826-0110

ご遺族・当事者を講師でお迎えする際の留意点

講演会や研修会を開催する際に、やはり、心に沁みるのは“生の声”です。

講演会等に犯罪被害当事者の方をお招きする場合には、以下のような点に留意しましょう。

- ①ご遺族や被害当事者が被害経験を話されることは、非常につらく、大変なことであることを常に意識しましょう。これまで講演の経験があるご遺族であっても、同様です。
- ②犯罪被害者といっても、犯罪種別もいろいろです。たとえ種別が一緒でも、保険や裁判の状況は異なり、被害からの回復程度も様々です。複数名の被害者を講演にお招きする場合など、決して一括りにしたり、比較したりと、心情を傷つけるような発言は慎みましょう。
- ③講演中にも、フロアの様子などで色々なお気持ちになるものです。また、被害体験を話されることで被害の再体験をすることになりますので、人によっては周囲に過敏になってしまう、疲労感がどっと出てくることがあります。講演会終了後は、振り返りの時間を確保し、感想を聞き、慰労の言葉をかけて、安全にお帰りいただくよう配慮しましょう。
- ④講演会といっても、個々の被害体験の詳細をお聞きしている意識を持ちましょう。報告書等を作成する際など、明記しない方がよい部分など、あらかじめ確認する作業を怠らないようにしましょう。
- ⑤講演後に、相談を持ちかけられたときは、柔軟に対応しましょう。
(ご遺族等の場合に、同じ立場ゆえに、他の被害者の相談を複数抱えておられることも多く、そういった相談を受けることもあります。)

犯罪被害者等支援ハンドブック
令和4年3月

発行 高知県文化生活スポーツ部県民生活課